

整理番号 94-1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 8 月 29 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">9680</td> </tr> </table>	百万	千	円			9680
百万	千	円							
		9680							
使 途	<p>事務所駐車場代 (9月分)</p> <p>12,100円 × $\frac{8}{10}$ = 9,680円</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>								

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
50641	05-08-29	09:06	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(円)
円	千	百	円

※領収書等貼付欄
※領収書等貼付欄
(別)

使用すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通 1442614
フソカイステート(カ様)

ご依頼人 アサイアキラ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 048-962-5777
取扱番号 290001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

- 2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。
- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 - (3)乙が次の行為を行ったとき。
 - ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 - ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人 [REDACTED] 普通 No. [REDACTED]
 口座名義人 [REDACTED]

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
 文化エステート株式会社
 氏名 代表取締役 中山 寧子
 電話 048-985-6134

借主 (乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
 氏名 茂井 明
 電話 048-962-5227

整理番号 69

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="font-size: 1.2em;">令和</p> <p style="font-size: 1.5em;">5</p> 年 8 月 30 日	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">百万</td> <td style="font-size: 0.8em;">千</td> <td style="font-size: 0.8em;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">104</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">796</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		104	796
百万	千	円							
	104	796							

<p>使 途</p>	<p>建物賃借料(事務所9月分家賃料と駐車場代)</p> <p style="text-align: right;">$116.440 \times 0.9 = 104.796$</p>
------------	--

<p>領収書等貼付欄</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em; background-color: #e0e0e0;">キャッシュサービス利用明細</p> <p style="font-size: 0.7em;">毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.7em;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td></td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38051</td> <td>05-08-30</td> <td>11:49</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥116,000</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引現金内訳</td> <td>印紙税</td> </tr> <tr> <td>(1万円)</td> <td>(5千円)</td> <td>(1千円)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.7em;">お振込明細またはご案内</p> <p style="font-size: 0.7em;">お取引人</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> <p style="font-size: 0.7em;">カネコウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様</p> <p style="font-size: 0.7em;">電話番号 XXXXXXXXXX</p> <p style="font-size: 0.7em;">取扱番号 400032</p> <p style="font-size: 0.7em;">印紙税申告納付につき消和券着差巻済</p> <p style="font-size: 0.7em;">*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →</p> </div>	取引銀行	取引店	口座番号	0017		*****	取扱店	お取引日	時刻	38051	05-08-30	11:49	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥116,000	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳		印紙税	(1万円)	(5千円)	(1千円)	円	円	円	<p>事務所9月分 埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>家賃料 110.000 円</p> <p>駐車場代 6.000 円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">別紙明細</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">440円 (振込手数料)</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>しないこと。 が足りない場合は、別紙を使用すること。 (番)を付すこと。)</p> </div>
取引銀行	取引店	口座番号																																
0017		*****																																
取扱店	お取引日	時刻																																
38051	05-08-30	11:49																																
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																
振込	¥116,000	¥440																																
お取引後の残高(円)		おつり																																

お取引現金内訳		印紙税																																
(1万円)	(5千円)	(1千円)																																
円	円	円																																

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 金子 靖 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大間事務所			1-2 階	
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3				
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
	種 類	事務所	家屋番号	798番3		
	構 造	軽量鉄骨造 / 2 階建				
	面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約	22.21 坪)	その他使用	m ²
		バルコニー	m ² (約	坪)	可能な面積	(約 坪)
	物件の所有者	(住所)	[Redacted]			
		(氏名)	[Redacted]			
	使用目的	事務所				
賃 料	月額	110,000 円(うち消費税	10,000 円)	敷 金	(賃料の	ヵ月分)
管 理 費	月額	円(うち消費税	円)		(金額)	220,000 円
共 益 費	月額	円(うち消費税	円)	礼 金	(賃料の	ヵ月分)
駐 車 料	月額	円(うち消費税	円)		(総額)	0 円
付属施設料	月額	円(うち消費税	円)	権 利 金	(うち消費税)	0 円
雑 費	月額	円(うち消費税	円)		(総額)	円
保 險 料	総額	円(うち消費税	円)	更 新 料	(うち消費税)	円
保 証 料		円			(総額)	円
保 証 金		円(3.3m ² 当たり	円)	更 新 手 数 料	(うち消費税)	円
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後				新賃料の	1 ヵ月分
保証金の償却	・建物明渡し時に	%		・契約更新時毎に	%	
	(総額)	円		(総額)	円	
	(うち消費税)	(円)		(うち消費税)	(円)	
	・その他			(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヵ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所)				
		持参先				
		(氏名)				
	振込先	[Redacted]				振込金額合計
口座名義人	[Redacted]	口座No.	[Redacted]	(振込手数料は乙の負担とする)		
口座引落	委託会社名					
	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。					

頭書2) 賃貸借条件

頭書2) 賃貸借条件

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. [REDACTED]
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
 ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
 株式会社エーティーホームズ
 048-540-2311



【借主】



金子 裕太



整理番号 80

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 8 月 31 日	支出額	百万 千 円 1 2 1 8 9 6
-------	--	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所賃借料(9月分)</p> <p style="text-align: right;">$(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$</p>
----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
39841	05-08-31	09:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥135,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認	証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

※領収書(別)

お振込明細またはご案内

お受取人 **サイタマケツツキン**
サカト

普通 8289798

ファイニエースト(カ様)

登録番号 0005

おカワタツ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 400410

印紙税申告納付につき浦和税務署承認

※領収書等には、①年月日 ②(③記載)、④発行者、⑤宛名が記載)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

支出されたか分かるような記(記すること。)

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通りの説明します。
この内容は重要ですから充分ご理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする宅地	登録番号
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエステート 代表取締役 伊東	業務に従事する埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエステート 事務所の所在地 商号・名称 TEL.049-288-1101	課税業者
TEL.049-288-1101	取引態様	媒介	消費税

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
間取	店舗
床面積	68.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主	氏名: ██████████ 住所: ██████████
管理の委託先	ファイブエステート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL.049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有権人	氏名: ██████████ 住所: ██████████
甲区	所有権にかかる権利に関する事項 無
乙区	所有権以外の権利に関する事項 有 抵当権

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス	台無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴室	無	※店舗内の物は全て残置物	
給湯	有(残置物扱い)		

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有:該当する法令名を○で囲むこと

- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
- ⑤当該建築物が土砂災害警戒区域内か否か
土砂災害警戒区域外
- ⑥当該建築物が造成宅地防災区域内か否か
造成宅地防災区域外
- ⑦当該宅地建築物が津波災害警戒区域内か否か
津波災害警戒区域外

8. アスベストの調査に関して(やっていない)

9. 耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)

11. 賃貸条件

賃料	月額 135,000円(税込込み)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円

更新に関する事項

- 1. 協議の上3年毎に更新することができる
- 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税)
- 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不相当など)

敷金等の清算に関する事項

- 1. 滞納賃料等、損害金と相殺する
- 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有)
- 3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の放置・借主の責任によって生じた汚れ・キズ、汚損・破損等)

用途制限

事務所

利用制限

ペット不可・楽器不可

12. 損害賠償額の予定等に関する事項

①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します

②借主が本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない

13. 契約の解除に関する事項

- (1)借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
- (2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなさらなるとき、借主が使用目的以外に使用する場合、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等

該当しない

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要

保全措置 無し

16. 金銭貸借のあつせん

無し

17. 供託所等に関する説明

保証協会の名称・所在地	(公)不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-30
所屬地方事務所所在地	(公)不動産保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市西瀬1-11-39
弁済業務保証金の供託所	東京都千代田区大手町1-3-3

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました、なお契約成立時には報酬額 185,000円を支払うことを承諾しました

令和4年2月12日

住所

氏名

印

整理番号 95 -1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 9 月 1 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">53</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">240</td> </tr> </table>	百万	千	円		53	240
百万	千	円							
	53	240							

使 途 133,100円 ÷ 2 × 8/10 = 53,240円

自民党~~会~~後支部~~と~~共同事務所の~~に~~以~~て~~折~~半~~ 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため

領 収 証

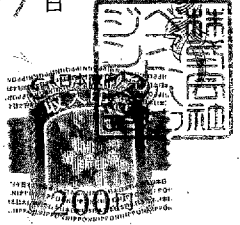
No. 007773

浅井 明 様

2023年9月17日

金額 ¥133,100-

但し森田ビル201号室 2023年9月分賃料として(2023年9月1日入金)
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING
株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物賃貸借契約書 (事業用)

95-2

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.34	m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日 から	3年0月間	
終期	2026年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
		円	円
礼金		〃 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

5-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■有・□無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ □	円

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 代理印 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 □ 媒介 ・ ■ 代理 取引態様 □ 媒介 ・ □ 代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング 商号

代表者等 八巻 康雄 代表者等 ⑧

登録番号 [Redacted] 号 登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士 ⑧

整理番号 96 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 9 月 1 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">400</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	400
百万	千	円							
	4	400							
使途		※政務活動費を充当した金額を記載							
事務所看板代(9A分) $5,500円 \times \frac{8}{10} = 4,400円$		政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため							

領 収 証

No. 007775

浅井明 様

2023年9月17日

金額

¥ 5,500-

収入
印紙

但し森田ビル201号室 2023年9月分看板(1)代として(2023年9月18日入金)

上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング



- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物賃貸借契約書（事業用）

16-2

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35.84 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日から	3年0月間
終期	2026年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引					
		円			円
礼金		〇 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

96-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有 ・ □ 無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ □	円
--------	------------------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 代理印 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
 氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
 取引態様 □ 媒介 ・ ■ 代理 取引態様 □ 媒介 ・ □ 代理
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
 商号 株式会社 ベストハウジング 商号
 代表者等 八巻 康雄 代表者等 (印)
 登録番号 [Redacted] 号 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士 (印)

整理番号				
	1	2	8	

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	5年 9月 1日	支出額	百万 千 円 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------	-----	---

使 途	廃棄物処理代 $8,800 \times 0.80 = 7,040$
-----	---

領収書等貼付欄
 埼玉県議会自由民主党議員団
 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため

領 収 証	渡 辺 大 様	No. 1000318
金 額	¥ 8 8 0 0	

但し 廃棄物処理代として
 5年 9月 1日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳
	税抜金額 ¥8,000.-
	消費税額等 (10%) ¥800.-

資源リサイクルで地球環境を守る
有限会社 星野商産
 〒356-0051 埼玉県ふじみ野市金久保1-3
 TEL. 049-266-2234 FAX. 049-277-4011



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

		70
--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td> </td><td>5</td><td>年</td><td> </td><td>9</td><td>月</td><td> </td><td>4</td><td>日</td> </tr> </table>		5	年		9	月		4	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td>千</td><td>円</td> </tr> <tr> <td> </td><td>2</td><td>7</td> </tr> <tr> <td> </td><td>1</td><td>5</td> </tr> <tr> <td> </td><td>5</td><td>7</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		2	7		1	5		5	7
	5	年		9	月		4	日																
百万	千	円																						
	2	7																						
	1	5																						
	5	7																						

使 途	豊岡事務所看板製作・取り付け工事代として (工事代金301290+振込手数料440) × 0.9 = 271557 政務活動に使用する割合が9/10以上である為
------------	--

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
49705	05-09-04	11:50
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥301,290	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証

SIGN & DISPLAY Space
 | 豊岡事務所看板製作・取付工事
 として

いこと。
 ない場合は、別紙を使用すること。
 を付すこと。)

お振込明細またはご案内	電信				
飯能信用金庫 入間支店 普通 1053135 スペース スナガサトツ様 登録番号 0001	マツモトヨウアキセイムカット"ウツ"ムツヨ様 電話番号 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 取扱番号 400042				

*印紙税を付けない場合は*印で消しております。 →

松本 義明 政務活動事務所

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

		70	-	1
--	--	----	---	---

領 収 証 松本よしあき 様 No. _____

金額

		¥	30	1290	-
--	--	---	----	------	---

但 事務所情報製作・取付工事代金
2023年 9月 4日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額 ¥27,900
消費税額(10%) ¥2,539



〒358-0022 埼玉県入間市扇町屋1-2-7
TEL・FAX 042-962-1754(工場)
TEL・FAX 042-965-5821(事務所)
DoCoMo 080-877-5284



GR141B

70-2

請求明細書

令和 5 年 8 月 31 日

登録番号

T 5810154407193

SIGN & DISPLAY 〒358-0022 埼玉県入間市久保稲荷1-13-5

松本よしあき政務活動事務所 御中

Space

Tel /Fax 04-2965-5821 携帯 090-8877-5284

代表 砂長 聡

Eメール s-space@tba.t-com.ne.jp

下記の通り御請求申し上げます

前回繰越額	当月ご請求額	消費税額
	273,900	27,390

今月ご請求額
301,290

売上日	品名	数量	単位	単価	金額
8月29日	事務所看板製作・取付工事	1	式		273,900
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
合計金額					273,900

貴社より当社に対するお支払い代金は、下記口座にお振込みお願い申し上げます。

(振込先) 飯能信用金庫入間支店 普通 No.1053135 スペース 砂長 聡

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ①事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><input type="text" value=""/><input type="text" value="5"/>年 <input type="text" value=""/><input type="text" value="9"/>月 <input type="text" value=""/><input type="text" value="6"/>日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>事務所賃借契約更新料</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$100,000 \times 0.9 = 90,000$</p>		
------------	--	--	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

別紙明細

_____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領 収 書

藤井たけし事務所 御中

令和 5年 9月 6日

金 額	金 100,000 円也
-----	--------------

但し、 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番所在
大宮パストラルハイム105号室 貸室賃貸借契約(令和 元年 6月 1日付締結)
第9条1に基づく更新料として

上記の通り領収いたしました。



東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ
代 表 取 締 役 横 田 松 博

整理番号			92
------	--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>9</td> <td>月</td> <td>11</td> <td>日</td> </tr> </table>	5	年	9	月	11	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>63</td> <td></td> <td>396</td> <td></td> </tr> </table>		百万		千		円			63		396	
5	年	9	月	11	日																
	百万		千		円																
		63		396																	

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所家賃(10月分) <送金料を含む>	$70.440 \times 0.9 = 63.396$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
----	-------------------------	---

領収書等貼付欄

$70.000 + 440 = 70.440$
③ 事務所家賃(10月分)

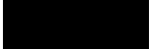
ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-09-11	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N063	*70,000	
	残高	
	[Redacted]	
送金料金 *440円		
振込予定日 05-09-11		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
 — ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。


第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

（乙）

整理番号 1178

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 9 月 13 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">287</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			287
百万	千	円							
		287							

使 途	<p style="font-size: large;">事務所用 モップ使用料</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

319 × 9/10

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

78-2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収書

2023年09月13日 16:29

No.4001206

高橋政雄

様

お問合せ番号： [REDACTED]

住所：

さいたま市緑区中尾270

TEL:048-873-4244

契約日付：20071031

配達日付：20230913

順番：028-93

設置場所：

9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

クリーンモップ C-M4
1 @290

¥290

小計： ¥290
消費税： ¥29

合計： ¥319

備考：

株式会社クリーン・モア

お問合せ先：本社サポートセンター

〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL：03-3857-2233

FAX：03-3857-1233

締日：0

集金日：0

ルート：A3208

次回ルート：C3208

営業担当： [REDACTED]

配達担当： [REDACTED]

URL：<http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



整理番号 20

ちょうふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	05 年 09 月 14 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"> </td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">6</td> <td style="text-align: left; font-size: small;">円</td> </tr> </table>	百万		千	4	0	8	9	6	円
百万		千	4	0	8	9	6	円				
※政務活動費を充当した金額を記載												

使 途	<p>9月分事務所賃借料</p> <p>振込手数料440円を含む</p>		<p style="text-align: right;">$45,440 \times 0,9 = 40,896$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--------------------------------------	--	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行		取引店	口座番号	
0017			*****	
取扱店	お取引日	時刻		
37704	05-09-14	13:38		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥45,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		C認証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)	
円	千円	千円	円	

45,000
 440〔振込手数料〕

 45,440

別紙を使用すること。

お振込明細またはご案内

登録番号 0001

オハ ナアキヒトセイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 300041

印紙税申告納付済
 税務署承認済

※領収書等には、()年()月()日()()()()()() ()()()()()()
 ()()()()()() ()()()()() ()() ()() ()() ()() ()() ()() ()() () () ()
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

など何に支出されたか分かるような記余白に補記すること。)

貸室賃貸借契約書

貸貸人尾花瑛仁 政務事務所 事務所 と賃借人

との間に、次のとおり貸室賃貸借契約を締結します。

第1条 (目的建物の表示) 貸貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在場所

上尾市本町1-1-5
鉄骨 造 陸屋根 葺 3 建 2 階
室 平方メートル(203 号室)

第2条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は令和5年7月6日から令和8年6月30日までの3年間とします。ただし、貸貸人・賃借人は、協議のうえ本契約を更新することができるものとします。

第3条 (賃料) 賃料は1か月金45,000円也とし、賃借人は毎月25日までに前月分を貸貸人の住所に持参もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。また、本件貸室の一部が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り)は、賃借人は、契約期間中であっても、賃借人との協議に基づき、当該滅失等された部分に相当する賃料を減額することができるものとします。

第4条 (敷金) 賃借人は敷金として金45,000円也を賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料債務その他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する債務を担保する目的で預託されるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の債務への充当の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。

第5条 (使用目的) 賃借人は、貸室を政務事務所の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第6条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃借人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。また、賃借人は、本件貸室の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃借人の承諾を得なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃借人がその旨知ったにもかかわらず、賃借人が相当期間内に必要な修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または小修繕の場合はこの限りではありません。

第7条 (当然終了) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失したときには、本契約は当然に終了します。

第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 一、賃借人の使用に供している本件貸室の一部が火災その他の災害で大破または滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
- 二、賃借人の事前の承諾なく、本件貸室の改造、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
- 三、賃借人の事前の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件貸室を転貸するとき。
- 四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃借人に申告した家族以外の者に賃借人の事前の承諾なく本件貸室を占有させたとき。
- 五、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
- 六、賃借人につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。
- 七、賃借人に対し競売、破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立があったとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立をしたとき。
- 八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- 九、賃借人振出の手形小切手が不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 十、賃借人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 十一、反社会的勢力との関係において、(イ)賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ロ)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関与していると認められるとき、(ハ)賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(ニ)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与するな

どの関与が認められるとき、(※)賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに関連または準ずる者をいいます。

2 賃借人が、(イ)賃料の支払いを怠ったとき、(ロ)賃料の支払いを複数回にわたって遅延するとき、(ハ)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(ニ)その他本契約に違反したときにおいて、賃貸人はこれを是正するよう催告をし、相当期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(イ)および(ニ)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。

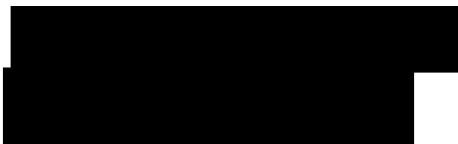
- 第9条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。
- 第10条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件貸室を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
- 第11条 (ガスの使用料等) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃貸人の定めた方法で支払うものとします。
- 第12条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃貸人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができます。
- 第13条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利子をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は本契約終了前であってもその敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃貸人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。
- 第14条 (敷金の返還) 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から貸室の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償金額があるとき、または第16条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれらを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。
- 第15条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。
- 第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が造作・加工・設置したものがあれば賃貸人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件貸室を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によって生じた本件貸室の損耗ならびに本件貸室の経年劣化は原状回復の対象ではないものとします)、賃貸人の立会を求め、本件貸室の引渡しをするものとします。
- 第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 年分を上限として、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第18条 (合意管轄) 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書
各自署名捺印のうえ、各1通を所持します。

通を作成し、

令和5年7月6日

賃貸人 現住所
氏名



賃借人 現住所 上尾市仲町 1-5-7

氏名 尾花 瑛 仁 政務活動事務所

連帯保証人 現住所
氏名

Redacted area for the guarantor's name and address.

整理番号 0206

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	05年09月15日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>54</td> <td>000</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							
使 途	事務所賃料 9月分 60000 × 0.9 = 54,000 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため								

<p>領収書等貼付欄</p> <p>③ 事務所賃料</p> <p>⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>※ 領収書は、重ねて貼るス (別紙にも整理)</p>	<p>キャッシュサービスご利用明細 ご利用ありがとうございました。</p> <p>●お取引金額をお確かめください ●お取引後残高欄の金額欄部に「-」印がある場合はお借入残高を表わします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お 取 扱 日</td> <td>取扱店番</td> <td>機番</td> <td>取扱番号</td> </tr> <tr> <td>5-09-15</td> <td>092</td> <td>41</td> <td>0277</td> </tr> <tr> <td>金融機関コード</td> <td>口座番号</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>12500</td> <td>*****</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>5千円</td> <td>2千円</td> <td>千円 500円100円50円10円5円1円</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td colspan="3">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>お引き出し</td> <td colspan="3">¥60,000</td> </tr> <tr> <td>取扱時間</td> <td>受付番号</td> <td colspan="2">お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>10:07</td> <td>0010</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご案内またはお振込内容</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥0</td> <td>手数料</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">埼玉縣信用金庫 小川支店 普通預金 6203661</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2) ハジモトジ ムシヨ 様</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご依頼人 電話 0493-81-4896</td> </tr> <tr> <td colspan="4">コクホ ケンイチセイムカット ヲウジ ムシヨ 様</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">埼玉縣信用金庫</p>	お 取 扱 日	取扱店番	機番	取扱番号	5-09-15	092	41	0277	金融機関コード	口座番号			12500	*****			万円	5千円	2千円	千円 500円100円50円10円5円1円	お取引内容	お取引金額			お引き出し	¥60,000			取扱時間	受付番号	お取引後残高		10:07	0010			ご案内またはお振込内容				振込手数料	¥0	手数料	¥0	埼玉縣信用金庫 小川支店 普通預金 6203661				2) ハジモトジ ムシヨ 様				ご依頼人 電話 0493-81-4896				コクホ ケンイチセイムカット ヲウジ ムシヨ 様			
お 取 扱 日	取扱店番	機番	取扱番号																																																										
5-09-15	092	41	0277																																																										
金融機関コード	口座番号																																																												
12500	*****																																																												
万円	5千円	2千円	千円 500円100円50円10円5円1円																																																										
お取引内容	お取引金額																																																												
お引き出し	¥60,000																																																												
取扱時間	受付番号	お取引後残高																																																											
10:07	0010																																																												
ご案内またはお振込内容																																																													
振込手数料	¥0	手数料	¥0																																																										
埼玉縣信用金庫 小川支店 普通預金 6203661																																																													
2) ハジモトジ ムシヨ 様																																																													
ご依頼人 電話 0493-81-4896																																																													
コクホ ケンイチセイムカット ヲウジ ムシヨ 様																																																													

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

0206-1

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階	
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1	
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建	
用途	事務所	
契約面積	1 階部分	28.80 m ² 約8.7坪

(2) 使用目的

職務活動事務所

P 増合合

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年6月1日 から	3 年 月間
終期	令和6年5月31日 まで	

貸主は、借主に対して8ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 50,000 円 (内消費税等 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 10,000 円 (内消費税等 円・税率 10%)
保証金(敷金)	なし 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	なし
礼金	円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月 末日までに支払う。
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名・支店名 XXXXXXXXXX 口座種別 XXXXXX
	口座番号 XXXXXXXXXX 口座名義人・フリガナ XXXXXXXXXX
振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話 0498 (72) 8892
	住所 東京都練馬区石神井町四丁目22番6号	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

- 賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本 浩二 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 〒 [REDACTED]

氏名 小久保 憲一 電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住所 〒 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 17828 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県比企郡小川町大字大塚	事務所所在地	
商号	東豊不動産 有限会社	商号	
代表者等	仲川 千鶴子	代表者等	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	

整理番号 0027

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	05 年 09 月 20 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円	7	135	000
百万	千	円							
7	135	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">政務活動事務所 家賃 10月分</p>
-----	--

領収書等貼付欄

150000 × 0.9 = 135000

政務活動に使用が割合が9/10のため

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

0027-2
振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

印刷

振込日	2023/09/20
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シユウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

[閉じる](#)

Copyright - SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日から	3 年 月間	
終期	2026年7月11日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円	・ 税率	%)
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円	・ 税率	0 %)
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円				円
礼金		0 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名					口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0027-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	・	<input type="checkbox"/>	円

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市市場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 (印) 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 昭夫 (印) 電話番号 090 (2569) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]
 極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士
 取引態様 貸主 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 9359 号
 事務所所在地 埼玉県川越市市場新町
 商号 株式会社 秀拓
 代表者等 米原 恭淳
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 号
 事務所所在地
 商号
 代表者等
 登録番号 第 号
 宅地建物取引士

整理番号			88
------	--	--	----

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>9</td> <td>21</td> </tr> </table>	年	月	日	5	9	21	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>49</td> <td>500</td> </tr> </table>	百万	千	円		49	500
年	月	日													
5	9	21													
百万	千	円													
	49	500													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>政務活動事務所 賃料(10月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56701	05-09-21	11:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証	
万円 千円 円			

55,000

0 [振込手数料]

55,000

お振込明細またはご案内	お受取人	ご依頼人	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	登録番号 0002	チハ タツヤ様	
	電話番号	取扱番号 210001	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

用紙を使用すること。

※領収書等には、①(可)に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)、
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの際の履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したもののみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

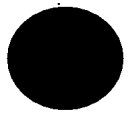
以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 5 年 0 9 月 2 1 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			2	0	4	2
		2	0	4	2				

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2 5 5 2 × 0.8 = 2 0 4 2</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客様名 埼玉県議会議員 中屋敦慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
 兼 領収書

ダスキン愛の橋フランチャイズチェーン店

ダスキン 鴻巣
 有限会社クリーンショップ
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 05年09月21日 次回訪問日 11月16日 C木 00999 8W

T6030002082557

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
*WH1H 吸塵・吸水マットグレー 2L4	2	2	1,276	2	2,552					
10%合計					2,552					
					内消費税					(232)

印 紙
 5万円以上
 貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	2,552	232	2,552

伝票 NO.0001077720

受領サイン

担 当 者 名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

112 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年09月22日								
支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>			6	4	0	0	0	円
		6	4	0	0	0	円		
使途	10月分事務所賃借料								
支出先	■■■■■■■■■■								

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物	
名称	森田貸事務所 1階 NO3号室
所在地 (生居表示)	東京都東3丁目11番18号
構造 規模	鉄骨造面殻メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所(貸事務所)
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷蔵房機、駐車場スペース(2台分)電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的
事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間	
始期	令和4年7月1日 から
終期	令和7年6月30日 まで
賃主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、賃主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。	

(4) 賃料等	
賃料	月額 80,000円 (税込価格80,000円・税率 0%)
共益費 (管理費)	月額 0円 (内消費税等 円・税率 0%)
保証金 (敷金)	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金 (敷金) の償却・取引	敷金の償却、取引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う
<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 現金 振込先金融機関名 口座種別 <input type="checkbox"/> ・支店名 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義人・フリガナ <input type="checkbox"/> 振込手数料負担者 借主 持参先 <input type="checkbox"/>	
家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白	

112-2

(5) 貸主	
貸主 氏名	<input type="checkbox"/>
住所	<input type="checkbox"/>
電話	<input type="checkbox"/>

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	
住所	<input type="checkbox"/>
氏名	<input type="checkbox"/>
(6) 連帯保証の程度額	<input type="checkbox"/> 円

(7) 家賃債務保証業者	
家賃債務保証業者 商号または名称	<input type="checkbox"/>
所在地	<input type="checkbox"/>
電話	<input type="checkbox"/>
家賃債務保証業者登録制度登録番号	<input type="checkbox"/>
国土地交通大臣 第 号	<input type="checkbox"/>

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	
更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の 月分・ <input type="checkbox"/> 円
契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として賃主、借主はそれぞれ件介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白	

特約条項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させていただきます。
ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に切り掛かります。
クリーニング工事が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くことがあります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行い、退去時、借主は行いません。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費) はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記賃主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また賃主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、賃主、借主、および連帯保証人(印) 名押印の上、各自その1通を保有する。

賃主 (住所)	<input type="checkbox"/>
(氏名)	<input type="checkbox"/>
電話(番号)	<input type="checkbox"/>

令和 4 年 7 月 12 日

借主 (住所)	<input type="checkbox"/>
(氏名)	<input type="checkbox"/>
電話(番号)	<input type="checkbox"/>

連帯保証人 (住所)	<input type="checkbox"/>
(氏名)	<input type="checkbox"/>
電話(番号)	<input type="checkbox"/>
(程度額)	<input type="checkbox"/> 円
※連帯保証人が法人の場合は保証額は定めません	

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

整理番号

	1	1	3
--	---	---	---

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">9</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr> </table> 日	0	5	0	9	2	2	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動を充当した金額を記載</p>				3	5	2
0	5														
0	9														
2	2														
			3	5	2										

使 途	<p>10月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">4 4 0 × 0.8 = 3 5 2</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38041	05-09-22	11:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
円 千 円		

お振込明細またはご案内 電信



登録番号 0003
 サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様

電話番号 048-541-8110
 取扱番号 400027

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済
 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			59
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	5年 9月 25日	支出額	百万 千 円 3 4 6
-------	-----------	-----	-----------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	備品(レンタルマット) <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> $385 \times 0.9 = 346.5$ 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため </div>
-----	--

領収書等貼付欄

領収書

2023年09月25日 12:37 No.2254685

新井一徳県政調査事務所 様

お問合せ番号: [REDACTED]

住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配達日付: 20230925

順番: 011-00

設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット 既UNHS
1 @350 ¥350

小計: ¥350

消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社 サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

次回レポート: C1105

営業担当: [REDACTED]

配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	1	2	1
------	---	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 9月 25日	支出額	百万 千 円 27000
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃(10月分) 30,000 × 0.90 = 27,000.0
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 家賃(10月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		**0000	
取扱店	お取引日	時刻	
56502	05-09-25	11:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	千円	円

※ 領収書は、重ねて貼付しない
※ 領収書を貼るスペースが足り
(別紙にも整理番号(枝番)を)

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0002
カキマタカワセイムカツドウツムツヨ様

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○」
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

ご依頼人
電話番号
取扱番号 250001
印紙税申告納付済(浦和 税務署承認済)
*印紙税を納付しない場合は*印で消しています。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="padding: 5px;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	※振込手数料は借主負担となります				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

整理番号	1	2	2
------	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">5</td> <td>年</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">9</td> <td>月</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">5</td> <td>日</td> </tr> </table>		5	年		9	月	2	5	日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td></td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: small;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			5	4	0	0	0	0	百万		千		円			
	5	年		9	月	2	5	日																				
		5	4	0	0	0	0																					
百万		千		円																								

使 途	<p>駐車場代(10月分～令和6年3月分迄)</p> <p style="text-align: right;">60,000 × 0.90 = 54,000.0</p>
-----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p>③ 駐車場代(10月分～令和6年3月分迄)</p> <p>⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">別紙明細</div>	
<p>_____ [振込手数料]</p> <p>=====</p>	
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 1 2 2 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
56502	05-09-25	11:25
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 C 認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0004

カキマタカツセイムカット ウツムツヨ様

電話番号

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
56505	05-09-25	14:50
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 C 認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0004

カキマタカツセイムカット ウツムツヨ様

電話番号

取扱番号 250003

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
56504	05-09-25	14:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥50,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 C 認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0004

カキマタカツセイムカット ウツムツヨ様

電話番号

取扱番号 250002

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

貸主 [redacted] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[redacted]

[redacted]

貸主 署名

[redacted]



借主 署名

柿沼貴志



整理番号	1	2	3
------	---	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 9月 25日	支出額	百万 千 円 9 0 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代(10月分・11月分) $10,000 \times 0.90 = 9,000.0$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 駐車場代(10月分・11月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
56502	05-09-25	11:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(500円)
円	千	百	円

- ※ 領収書は、重ねて貼付し
- ※ 領収書を貼るスペースが
(別紙にも整理番号(枝番

お振込明細またはご案内

登録番号 0003

カキマタカツセイムカット ウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED] 印紙税申告納
取扱番号 250001 付いたき清和
税務署承認済

※領収書を貼付しない場合は印で済みます。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載が
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

記載)

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円

支払期限: 契約時一括支払い

支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 []
	2. 振込	預金: [] 口座番号 [] 口座名義人 [] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所 〒	-

(契約
第1条
物件
約)と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

2 甲及
一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主 (法人の場合)	商号	®	TEL	
	代表者名			
	住所			
乙・借主 (個人の場合)	氏名	柳沼貴志	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条

てはな
2 乙は
3 乙は
一 駐
二 駐

(乙の
第6条

(契約
第7条

場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害が

宅地建物 取引業者	商号(名称)	㈱TLC 行田中央店	代表者	北川 直樹
	事務所所在地・TEL	埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030		
	免許証番号	埼玉県知事(9)第11602号		
宅地建物取引 主任者	氏名		登録番号	
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(株)TLC		

※印は実印

整理番号 73

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 9 月 26 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">189</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		189	000
百万	千	円							
	189	000							
使 途	<p>事務所家賃(8月分 9月分 10月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $210,000 \times 0.9 = 189,000$</p>								

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		**
取扱店	お取引日	時刻
58401	05-09-26	17:54
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥2,10,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証

お振込明細またはご案内

お受取人
 足利銀行
 秩父支店
 当座 0004701
 リョウカミコウキ ヨウ(カ様)
 登録番号 0001

お依頼人
 アサミクソウ セイムカット ラウ ムリヨ様

電話番号
 取扱番号 500007

[振込手数料]

を使用すること。

※領収書等には、①年月日 ②(記載)、④発行者、⑤宛名が記
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

支出されたか分かるような記
 載すること。)

賃貸借契約書

第1条 阿左美健司（以下「甲」という。）は、両神興業株式会社（以下「乙」という。）が所有する次の建物を借用する。

所在地	埼玉県秩父市野坂町 1-3-1
建物名称	野坂ビル
契約部分	3階部分

第2条（使用の目的）

甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条（借用期間）

貸借の期間は令和5年8月1日から令和7年7月31日までとする。ただし、契約期限の3カ月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で2年間契約が更新されるものとする。

第4条（賃料）

甲は乙に対し、賃借料として月額70,000円を乙の指定する方法により支払うものとする。

2 賃借料には、光熱水費などの経費を含むものとする。

第5条（使用形態）

甲の責めにより本物件について棄損又は汚損した場合には、甲は原状回復のための費用を負担し修繕しなければならない。

第6条（協議事項）

この契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙双方の協議の上、誠意をもって処理するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、各捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和5年7月26日

借主（甲）

住所 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 6180 番地

氏名 阿左美 健司

貸主（乙）

住所 埼玉県秩父市下宮地町 18 番 1 号

氏名 両神興業株式会社
代表取締役社長 西村 耕一

整理番号 0056

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	05年 09月 26日	支出額	百万 千 円 14252
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	05年 10月 24日 政務活動事務所 05年 11月 21日 玄関マット及び清掃用品代 05年 12月 20日		

7/26
5
10/23
分

J-マ: 4200042

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン

お客さま名 須賀あきお 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋

〒350-0066 川越市遷雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189
T9030001054886

納品日 05年 09月 26日 次回訪問日 10月 24日 印 00998 4W
取引 (現金) 25 (25)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正		印
				数量	金額	数量	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	3	1969	1	1969			
BSC3G おそうじペーパーク3 グレ-	1		1990	1	1990			
BSSS-G おそうじペーパーク3 ユニョG				0				
BLALA-G おそうじペーパーク3 ユニョG				0				
BSC3CL おそうじペーパーク3 用クリナー				0				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)				

(0727116) 伝票 NO.0010397271

受領サイン

担当書名

DUSTIN

$15836 \times 0.9 = 14252.4$

政務活動に使用が明かされたが 9/10 25日

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

0056-2

ｺｰｽ:4200042

ダスキン製の店フランチャイズチェーン店

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋

株式会社 光洋

〒350-0066 川越市連雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

T9030001054686

納品日 05年 10月 24日 次回訪問日 11月 21日 D火 00998 4W
取引 (現金)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正
				数量	金 額	数量	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	3	1969	1	1969			
BSC3G おそうじペーパーマット3 グレー	1		1990	1	1990			
BSSS-G おそうじペーパーマット3 ショウガ		1		0	0			
BLALA-G おそうじペーパーマット3 77G		1		0	0			
BSC3CL ペーパーマット用クリーナー				0	0			
10%合計			3,959					内消費税 (359)

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)				

(0727116) 伝票 NO.0010403841
受領サイン
担当者名

ｺｰｽ:4200042

ダスキン製の店フランチャイズチェーン店

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋

株式会社 光洋

〒350-0066 川越市連雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

T9030001054686

納品日 05年 11月 21日 次回訪問日 12月 19日 D火 00998 4W
取引 (現金)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正
				数量	金 額	数量	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	3	1969	1	1969			
BSC3G おそうじペーパーマット3 グレー	1		1990	1	1990			
BSSS-G おそうじペーパーマット3 ショウガ		1		0	0			
BLALA-G おそうじペーパーマット3 77G		1		0	0			
BSC3CL ペーパーマット用クリーナー				0	0			
10%合計			3,959					内消費税 (359)

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)				

(0727116) 伝票 NO.0010408240
受領サイン
担当者名

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋

株式会社 光洋

〒350-0066 川越市連雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

T9030001054686

納品日 05年 12月 20日 次回訪問日 01月 17日 D水 00998 4W
取引 (現金)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正
				数量	金 額	数量	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	3	1969	1	1969			
BSC3G おそうじペーパーマット3 グレー	1		1990	1	1990			
BSSS-G おそうじペーパーマット3 ショウガ		1		0	0			
BLALA-G おそうじペーパーマット3 77G		1		0	0			
BSC3CL ペーパーマット用クリーナー				0	0			
10%合計			3,959					内消費税 (359)

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)				

(0727116) 伝票 NO.0010418224
受領サイン
担当者名

整理番号

		5	5
--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">9</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">7</td></tr> </table> 日	5	9	2	7	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">千</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4000</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	4000
5													
9													
2	7												
百万	千	円											
	5	4000											

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	来客用等駐車場賃借料(10.11.12月分)	$60,000 \times 0.9 = 54,000.0$	政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため
-----	------------------------	--------------------------------	-----------------------------

領収書等貼付欄 ③ 2023年 10月11月12月分

領 収 証

5年 9月 27日

あらい-徳事務所様

金額

★	9	7	6	0	0	0	0	-
---	---	---	---	---	---	---	---	---

但 駐車場代
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒364-0031 埼玉県北本市中央2丁目103

横山果樹園 横山 功

TEL 048-591-3947

GR1015

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 82

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	5 年 9 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和5年10月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$68.000 \times 0.9 = 61.200$</p>
----	------------------------------------	---

領収書等貼付欄	<p>逢澤至一郎</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>* $69.100 - 1.100 = 68.000$</p> <p>↳ (自己負担分: 710,110,777円)</p>
---------	--------------	---

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
05-09-27 家賃	*69,100	家賃等	

支出元: 5.9.27 カ) タイハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [redacted] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(2019年6月1日)を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの
2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に
支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 2 日

賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [redacted]
氏名 [redacted] 続柄 [redacted]
自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]
勤務先名称 [redacted] 勤務先電話番号 [redacted]

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	048-824-2111

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

本件駐車区画 []

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円(更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途)
更新事務手数料	0 円(消費税等別途)

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円(消費税等別途)
--------	-----------------

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

敷金	①原契約終了時の残存金額	②更新時の返還金額	③更新時の追加交付金額	④更新時の合計預り金額
	5,000 円	0 円	0 円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 12 日

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃借人 住所 []
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉議会 勤務先電話番号 048-828-2111

<緊急連絡先> 住所 []
氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<本件自動車> 車種 軽自動車・小型自動車・普通自動車 登録番号 []
メーカー名 ホンダ 車名 ステップワゴン 色 白

<賃借住宅> 名称 加藤コーポラス 部屋番号 101

株式会社タイセイ・ハウジー
埼玉県川口市栄町3-8

川口営業所
048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

整理番号			4	0
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">5</td> <td>年</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">9</td> <td>月</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td>日</td> </tr> </table>		5	年		9	月	2	8	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">7</td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">8</td> </tr> </table> 百万 千 円		1	3	7	6	8	8
	5	年		9	月	2	8	日											
	1	3	7	6	8	8													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所費 <i>賃借料 (10月分)</i> $172,110 \times 0.8 = 137,688$
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">別紙明細</div>	
_____ [振込手数料] _____	
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)	
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	

整理番号 40 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	05-09-28	14:32	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥172,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		ATM認証	
万円 千円 円			

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

サイタマリツナ
ワラビ
普通 0005992
J. アカイワトウツサマ様
登録番号 0001
ホヤタケウセイムカットウツマツヨ様

ご依頼人

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 280001

印紙税申告納
付につき浦和
*税務署承認済

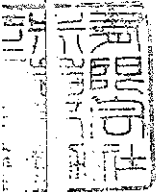
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

契 約 書

ゴールドハイツ 102号

令和5年7月 1日から

令和8年6月30日まで



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	1階102号室 ゴールドハイツ蕨 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蕨市中央3丁目17番23号		
		(登記簿) 蕨市中央三丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・ 鉄筋コンクリート造 ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
面 積	50.15㎡			
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	[REDACTED]	本 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委 託 会 社 名	

頁書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頁書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	有限会社赤岩不動産
	住所	蕨市中央1-25-6

管理業者	商号又は名称	
------	--------	--

所在地	TEL	
-----	-----	--

「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第	号
---	------------	---

(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
----------------------	------------------------------	--

管理担当者	氏名	
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	

※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

(貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。)

所有者	氏名	
	住所	

頁書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	1,720,000円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第

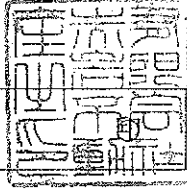
頁書(8) 更新に関する事項

更新料1か月分 事務手数料4分の1+消費税

頁書(9) 特約事項

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
- 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
- 3 飲食店不可 4 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。



令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
丙・ 連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			
	極度額	1,720,000円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常規	代表者の氏名	印
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名	
	登録番号	([REDACTED])号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができ、この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

は、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

保証金)

条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、証金に補填するものとする。

甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返さなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を示さなければならない。

反社会的勢力ではないことの確約)

条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という。)が反社会的勢力ではないこと

3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

5 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

6 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡又は転貸してはならない。

止又は制限される行為)

条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

1 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

2 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

3 騒音等の迷惑行為を行うこと

第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すこと
により、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号
掲げる行為を行ってはならない。
階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

3. の管理義務)

条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場
その事項を遵守しなければならない。

契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良な
管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直
に甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用
乙の負担とする。

乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

4. 約期間中の修繕)

条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要
する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修
繕については甲が負担するものとする。

前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければなら
ない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議
するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正
当理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する
費用は、第1項に準ずるものとする。

乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う
ことができる。

電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え

その他費用が軽微な修繕

5. 契約の解除)

条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行
を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除すること
ができる。

乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

乙は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該
義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本
契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙
第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
その他乙が本契約の各条項に違反したとき

銀行取引の停止

破産手続きの開始

民事再生手続きの開始

会社更生手続きの開始

特別清算手続きの開始

又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずし本契約を解除することができる。

第7条の確約に反する事実が判明したとき

契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる事を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

からの解約)

乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めにべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の内容や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

の終了)

本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

E)

乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

時の原状回復)

本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化等、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

い事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

入り)

甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得本物件内に立ち入ることができる。

甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

の通知義務)

甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

賃料等支払い方法の変更

頭書(6)に記載した管理業者の変更

の通知義務)

乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

長期に休業するとき

連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更

連帯保証人の死亡又は解散

連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

損害金)

乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合に遅滞損害金を支払うものとする。

債務の担保)

本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする

丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限とする

丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権の実行についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る

丙が破産手続き開始決定を受けたとき

乙又は丙が死亡したとき

前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

乙の財産及び収支の状況

本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

第(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で怠った場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

①

地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等前の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとす

)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

に関する事項及び特約事項)

前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のものとする。

重要事項説明書 [事業用建物賃借]

令和 5 年 6 月 30 日

業

不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内
 ですから、十分理解されるようお願いいたします。
 には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が
 産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A		B	
事務所 地・TEL	鎌市中央1丁目25番6号 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
又は名称	有限会社 赤岩不動産	商号又は名称	
者の氏名	代表取締役 赤岩常光 印	代表者の氏名	印
証番号	埼玉県知事(10)第10971号	免許証番号	() 第 号
年月日	平成 30 年 12 月 25 日	免許年月日	平成 年 月 日
名	[REDACTED]	氏 名	印
番号	[REDACTED] 号	登録番号	() 第 号
従事する 所名	有限会社 赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
所在地 TEL	鎌市中央1丁目25番6号 048-431-2325	事務所所在地 TEL	
宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
地方本部の名称及び所在地 ※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照			
業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			

表示

の住所・氏名	住所	巖市中央1丁目25番6号	
	氏名	有限会社 赤岩不動産	431 TEL 2925

表示

称	ゴールドハイツ 巖			1 階 102 号室
地	(住居表示)	巖市中央 3-17-23		
	(登記簿)	巖市中央 三丁目 4356 番 5		
途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 店舗・ <input type="checkbox"/> 店舗事務所・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> ()			
造	鉄筋コンクリート /		/ 5 階建	
類	<input checked="" type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> ビル・ <input type="checkbox"/> アパート・ <input type="checkbox"/> 戸建・ <input type="checkbox"/> ()		新築年月	昭和60年4月
積	50.15 m ² (登記簿面積 m ²)	備考		
属設	なし			

象となる建物に直接関係する事項

記録に記録された事項等(令和 5 年 5 月 7 日現在)

詳細は別添の登記事項証明書等参照。

住 所	巖市中央1丁目25番6号		
氏 名	有限会社 赤岩不動産		
有権にかかる 事に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()		
有権以外の 事に関する事項 (<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 質借権 <input type="checkbox"/> ()		
人と貸主が	<input checked="" type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由： <input type="checkbox"/> 転貸借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>		

法令に基づく制限の概要等

法令名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 32 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 新都市整備基盤整備法 51 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 流通業務市街地の整備に関する法律 38 条 1 項の制限			
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無				
限の内容				
物の存する	宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明 <input type="checkbox"/> 未指定	
	都市計画法・建築基準法	都市計画区域	内	市街化区域
		区域区分	外	
		用途地域	近隣商業地域	
<input type="checkbox"/> 資料参照	都市計画制限	<input checked="" type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 制限あり		
考	中央第一地区 地区計画			

事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合、法的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

方法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における
該建物の所在地

ザードの有無	洪水	<input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称： _____	<input type="checkbox"/> 無 (照会先： _____)
	雨水出水（内水）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称： _____	<input type="checkbox"/> 無 (照会先： _____)
	高潮	<input type="checkbox"/> 有 図面名称： _____	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (照会先： _____)
ザードにおける物の所在地	<input type="checkbox"/> 該当する図面（ハザードマップ）における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。		
考			

勿建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

未完成物件に 該当します。（※資料にて完成時の形状を説明します。） 該当しません。

加についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

調査結果の有無	石綿使用調査の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者 () <input type="checkbox"/>管理組合 (区分所有建物の場合) <input type="checkbox"/>施工会社 ()</p> <p>【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用調査結果の記録 (調査年月日 年 月 日) ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (石綿の使用が有る場合) 石綿が使用されている箇所 _____
考	

の耐震診断に関する事項

調査の有無	耐震診断の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者 () <input type="checkbox"/>管理組合 (区分所有建物の場合)</p> <p>【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し (含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの) <input type="checkbox"/>指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
考	

建築確認通知書(確認済証)又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説

明通知書(確認済証)又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

1)に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日(昭和56年12月31日以前である場合に説明します)。

2)に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

調査の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 (別添「建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)」参照) <input checked="" type="checkbox"/> 無
調査の実施(含※)	<p>【照会先】</p> <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者 () <input type="checkbox"/> 管理組合 (区分所有建物の場合)
考	

状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

〔用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況〕

水	蕨市 / [メーター] 専用	048-432-5329
電	<input type="checkbox"/> 小売電気事業者: 東京電力 (住所) _____ (電話) 0120-995-441 [容量] _____ アンペア / [メーター]	
ガ	<input type="checkbox"/> ガス会社: 東京ガス (住所) _____ (電話) 048-432-5242 / [メーター]	
非	水道 (本水洗)	
考		

物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

所	
イ	有 / / [ユニットバスの場合]
室	無 /
ヤ	無 / [設置場所]
面	無 / [ユニットバスの場合]
湯	無 / [設置場所] / 使用
ン	無 /
ア	無 / 冷暖房 台 (使用) / 冷房 台 (使用) / 暖房 台 (使用)
明	無 / . . .
話	可 / ケ所
ン	無 / ケ所
聴	[TVアンテナ] () / 地上デジタル対応 / [その他の設備]
レ	有 / 1基
車	無 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
輪	有 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円) 高橋肉店申込み
用	無 / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
考	

消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

1 引条件に関する事項

貸・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

4	月額 172,000 円 (別途消費税等相当額) 円	管理費 (共益費)	月額 0 円 (別途消費税等相当額) 円	敷金	150,000 円 [賃料 カ月分]
2	0 円 [賃料 カ月分]	家財 保険料	借主任意 円	附属 施設料	なし 月額 0 円 (別途消費税等相当額) 円 T&L
1	円	敷金	150,000 円		円
の支払時期		翌月分を毎月末日までに		賃料等の支払方法	
				<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座引落	

2 1)の解除に関する事項

4 を (2) カ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されること
があります。

5 は、貸主に対して少なくとも (3) カ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することが
あります。

6 が、別添契約書(案)第 (11) 条に該当したとき、契約を解除されることがあります。

貸契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

賠償額の予定又は違約金に関する事項

無・固有 () 才10条参照

金又は預り金の保全措置の概要

請ずるかどうが 請じません。・ 請じます。(保全措置を行う機関:)

3)の種類・期間・更新等に関する事項

類	一般借家契約
間	令和 5 年 7 月 1 日 から 令和 8 年 6 月 30 日まで (3 年 6 月間)
件 の 時 期	令和 5 年 7 月 1 日
新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新 できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約す ることはできません)。 <input type="checkbox"/>
考	

定期借家契約の場合

貸借契約	事業用
の方式	公正証書に： <input type="checkbox"/> しません・ <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担：
の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。
	<input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。
	[中途解約権について] <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書（案）第 条のとおりです。

中途その他の利用の制限に関する事項

制限	店舗（物販）専用（ ） 事務所（ ）
の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 禁止又は制限される行為については、別添契約書（案）第 8 条のとおりです。 <input type="checkbox"/> その他規約等の定め（ ） <input type="checkbox"/>

金・保証金等の清算に関する事項

第6条(A) 参照

管理の委託先

対象物件が区分物の場合、その一棟の管理の	氏名(商号又は名称) 住所(主たる事務所の所在地)	TEL
	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 号
が取引対象部 理を委託して 合、その委託	氏名(商号又は名称) 住所(主たる事務所の所在地)	TEL
	管理担当者	氏名 賃貸不動産経営管理士登録番号（ ） ※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
	「賃貸住宅管理業者登録規程」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	()

敷地が借地の場合（該当する・しない）

期限	令和	年	月	日迄	内容	賃貸借契約書参照

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書 (案)	<input type="checkbox"/> 6.
<input checked="" type="checkbox"/> 2. ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 7.
<input checked="" type="checkbox"/> 3. 中央駅一地区 地区計画の概要	<input type="checkbox"/> 8.
<input type="checkbox"/> 4.	<input type="checkbox"/> 9.
<input type="checkbox"/> 5.	<input type="checkbox"/> 10.

2 その他

1. 前借主の現況で引き継いだので 退去時内装は、そのままとする、その他の損害を与えた箇所は 修復するものとする。
2. エアコン、自動ドアは 残置物ですので 借主にて 修理 交換することとなります。
3. 飲食店は不可です。
4. 看板取付の際、管理組合の承認が必要です。

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 (住所)

(氏名)

印

整理番号

23

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 ⑧:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 8月 17日
支出額	百万 千 12267 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 (5439+9895) × 0.8 = 12,267
使 途	事務所電気代 7月分
支 出 先	東電カエナジーパートナー(株)

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号 23 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団



お金の管理 🔄 ✕

au PAY取引履歴

au PAY キャンペーン情報

チャージ	0円
8月 ▾	
支出	-15,334円

🔍 チャージ 🔍 支出

2023/08/17
 東京電力エナジーパートナー株式会社 05年08月分 -9,895円 ^
 91990890991021001645988105081099999900098958

備考
 【利用日時】 2023/08/17 13:42
 【伝票番号】 100000001709922662
 【問合せ先】 0120-977-964
 【種別】 支払い

2023/08/17
 東京電力エナジーパートナー株式会社 05年08月分 -5,439円 ^
 91990890991021001644947505081099999900054392

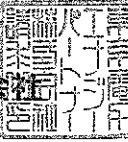
備考
 【利用日時】 2023/08/17 13:42
 【伝票番号】 100000001709921776
 【問合せ先】 0120-977-964
 【種別】 支払い

au Pay に 2 支払い。
 au Pay 名義人氏名: 保谷 武

お金の管理へ

335-0004
埼玉県蕨市中央3丁目17-23
ゴールドハイツ蕨-102

東京電力エナジーパートナー株式会社



保谷 武 様

業務センター



お客さま番号

(返戻先) 銀座郵便局 私書箱784号

お問い合わせ先 (カスタマーセンター)

0120-995-113

~おかけ間違いにお気をつけ下さい。~

電気料金等請求書
(Electric bills)

毎度ご利用いただきありがとうございます。令和 5年 8月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

保谷 武 様

ご請求金額	9,895円
うち消費税等相当額	899円

ご使用場所	埼玉県蕨市中央3丁目17-23 ゴールドハイツ蕨-102		
地区番号	03 (計量日:02)	お客さま番号	21-00164-59881
お支払期限日	令和 5年 9月 4日	供給地点特定番号	
		次回ご請求予定日	令和 5年 9月 6日

○ご契約内容 契約種別 動力プラン 使用期間 7月 5日 ~ 8月 1日
 契約電力 主契約 9kW
 ○ご使用実績 使用電力量 合計 50kWh
 ご使用量の内訳は裏面をご確認ください。

ポイント残高0 (令和 5年 8月 4日時点)
 失効ポイント 8月末 0
 9月末 0



<クレジットカードでのお支払いが便利です>
 左のQRコードを読み取っていただくと、5年 8月分と次回請求以降の電気料金等をクレジットカードでお支払いできます。

お支払いの際は、このミシン目より切り取りご持参下さい。

26	東京MT	5	(D)電気料金等払込取扱票 (払込通知票)
0015091679895			
加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社		
加入番号	279687976067		
地区番号	03	区分番号	94
お支払期限日	令和 5年 8月 5日		
お支払人氏名	保谷 武		

34 92001500001670000000989520000000000000000
 82991021001645988105080000009895000000000000007

H 附 印

(91) 990890-9910210016459881050810
 999999-0-009895-8

(豊村銀行一銀行母店一経理部)
 (コンビニエンス・ストア本部送込) 東電預金口座入金日

東京電力エナジーパートナー株式会社 (A)電気料金等

0015091679895

加入者名 東京電力エナジーパートナー株式会社

金額 9,895円

年月分 5-8

お支払人氏名 保谷 武

ご請求番号 21-00164-59881

お支払期限日 9月 4日

お問い合わせ先 (カスタマーセンター) 0120-995-113

お客様番号
請求番号 21-00164-59881

電気料金等内訳書

記載されていない事項につきましては、ご契約中の契約種別に応じた約款によります。

料 金 項 目	単 価	kVA/kW/kWh/m	金 額 (円)	備 考
基本料金	1,081.54	9	8,791	28日間
電力屋料金			814	
・夏季ピーク時間	27.49	38	1,044.62	
・夏季その他時間	27.49	8	219.92	
・夏季夜間時間	27.49	4	109.96	
・冬季ピーク時間	25.92	0	0.00	
・冬季その他時間	25.92	0	0.00	
・冬季夜間時間	25.92	0	0.00	
・他季ピーク時間	25.92	0	0.00	
・他季その他時間	25.92	0	0.00	
・他季夜間時間	25.92	0	0.00	
・燃料費調整額	-11.21	50	-560.50	
工ネ電賦課金	1.40	50	70	
請求手数料			220	
電気料金計			9,895	
うち消費税等相当額			899	
送料金相当額	9.92	50	496	
うち賠償負担金相当額				
および廃炉円滑化負担金相当額	0.16	50	8.00	

燃料費調整率値のお知らせ (1 kWhあたり、税込)
 8月(当月)分 -11.21円
 9月(翌月)分 -12.22円
 翌月分は当月分比ベ -1.01円

国の電気料金軽減措置により、令和5年2月分以降のご請求金額には、ご使用量×7円の値引きが含まれています。詳しくは当社ホームページでご確認ください。
 停電等、電気設備に関するお問い合わせはこちらまでご連絡ください。【0120-995-007】
 ご契約開始日：令和5年7月5日
 ご請求金額には、託送料金相当額が含まれております。託送料金相当額の目安は使用量(kWh)に一般送配電事業者の託送料金平均単価を乗じて算定しております。
 託送料金相当額について、くわしくはホームページをご確認ください。

気・ガスのご使用状況をふまえ、契約内容をご確認ください。ご質問や変更のご希望等がございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。

【についてのご案内】

のお支払い場所に
 払込用紙をご持参の
 うえ、お早めにお支払
 ください。(振込手数料は
 が負担いたします。)

「払込期限日」を過ぎ
 てお支払いいただいた場
 合、料金に対して年100
 日あたり約0.03%の
 遅延利息をお支払い
 させていただきます。
 払込期限日後、金融
 機関(ゆうちょ銀行で
 も)にない場合、長
 面のお問い合わせ
 までご連絡をお願い
 いたします。

を訂正したもの及び
 日付印がない場
 合、本領収書は無効

以前に重複等
 で払いいただいた
 がある場合には、
 として今月ご請求
 させていただき
 させていただきます。

ゆうちょ銀行または郵便局をご利用のお客さまへ

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- 払込みの際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
 課税相当額以上
 貼 付



(ゆうちょ銀行または郵便局専用)

お 支 払 い 場 所

○お払い込みは、下記の金融機関等をお願いいたします。

銀行

あ あおぞら、足利、SBI新生、大垣共立、か 神奈川、きらぼし、群馬、京葉、さ 埼玉りそな、三十三、静岡、静岡中央、清水、常陸、スルガ、た 第四北越、筑邦、千葉、千葉興業、筑波、東京スター、東和、栃木、な 南都、は 八十二、東日本、北洋、北陸、北海道、ま みずほ、みずほ信託、三井住友、三井住友信託、三菱UFJ、武蔵野、や 山梨中央、横浜、りりそな、の各銀行本支店

信用金庫

あ アイオー、青木、朝日、足利小山、足立成和、青柳、大田原、か かながわ、藤沼相互、亀有、島山、川口、川崎、北群馬、桐生、興産、甲府、小松川、さ 西京、埼玉縣、さがみ、佐野、佐原、さわやか、しずおか、焼津、芝、しののめ、湘南、城南、城北、昭和、泉鶴、西武、世田谷、た 高崎、龍野川、館林、龍山、多摩、千葉、中栄、中野、銚子、東栄、東京、東京三協、東京シティ、東京東、東京ベイ、栃木、利根郡、な 沼津、は 飯能、平塚、富士、富士宮、ま 三島、水戸、目黒、や 山梨、結城、横浜、の各信用金庫本支店

信用組合

あ あかぎ、朝日新聞、東、茨城県、小田原第一、か 君津、共立、群馬県、ぐんまみらい、警視庁職員、江東、き 埼玉、青和、全東栄、た 第一勧業、大東京、銚子商工、都留、東京消防、東京厚生、東京都職員、東浴、な 中ノ郷、那須、は 文化産業、ま 真岡、や 山梨県民、横浜華銀、横浜華銀、の各信用組合本支店

ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行または郵便局

農協協同組合

神奈川各農協、群馬各農協、埼玉各農協、静岡各農協、東京都各農協
 コンビニエンス・ストア (後面にバーコードの印字がある場合、お支払い可能です。小切手によるお支払いはできませんのでご注意ください。)
 セブン-イレブン、ファミリア、ローソン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ、デイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ミニストップ、ココストア、セイコーマート (関東・北海道地区)、スリーエイト、ポプラ、生活彩家、くらしのオアシス、オダケスーパーマーケット、エアポート・イオン (一部店舗を除く)、NewDays (一部店舗を除く) の各店舗

JPCR請求書払い (請求書払いが可能なアプリ)

LINE (LINE Pay)、PayB、PayPay、楽天銀行、au PAY、FamiPay、この場所には何も記載しないでください。

d払い、エポス請求書払い

335-0004

埼玉県蕨市中央3丁目17-23
ゴールドハイツワラビー102

東京電力エナジーパートナー株式会社



保谷 武 様

業務センター



お客さま番号

(返戻先) 銀座郵便局 私書箱784号

電気料金等請求書
(Electric bills)

お問い合わせ先 (カスタマーセンター)

0120-995-113

～おかけ間違いにお気をつけ下さい。～

毎度ご利用いただきありがとうございます。令和 5年 8月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

ご請求金額	5,439円
うち消費税等相当額	494円

保谷 武 様

ご使用場所	埼玉県蕨市中央3丁目17-23 ゴールドハイツワラビー102号		
地区番号	03 (計量日: 02)	お客さま番号	21-00164-49475
お支払期限日	令和 5年 9月 4日	供給地点特定番号	
		次回ご請求予定日	令和 5年 9月 6日

- ご契約内容 契約種別 **スタンダードL** 使用期間 **7月 5日 ~ 8月 1日**
契約容量 **主契約 12kVA**
- ご使用実績 使用電力量 **合計 100kWh**
ご使用量の内訳は裏面をご確認ください。

ポイント残高0 (令和 5年 8月 4日時点)
失効ポイント 8月末 0
9月末 0



<クレジットカードでのお支払いが便利です>
左のQRコードを読み取っていただくと、5年 8月分と次回請求以降の電気料金等をクレジットカードでお支払いできます。

お支払いの際は、このミシン目より切り取りご持参下さい。

26	東京MT	5	(D)電気料金等払込取扱票 (払込通知票)	金額	
口座番号			電	千	百
00150	9		167		
加入者名			280377955518	料	金
地区番号	03	区分番号	9	お支払期限日	4
住所	保谷 武		電	千	百
			5	8	

34 480015000016700000005439200000000000000

059910210016449475050800000543900000000000007

日 附 印	
(91) 990890-9910210016449475050810	
999999-0-005439-2	
(受付銀行一連行母店一連理部) (コンビニエンス・ストア本部控)	東電預金口座入金日

別添払込料金加入書(別添)		(A)電気料金等
(C)電気料金等払込取扱票受領証		年月分 5
口座番号	00150-9-167	金額 5,439円
加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社	うち消費税等相当額
金額	年月分 5-8	5,439
お 客 さま 番 号		お 客 さま 番 号
ご 請 求 番 号		ご 請 求 番 号
21-00164-49475		21-00164-494
お 支 払 人 氏 名		お 支 払 人 氏 名
保 谷 武		保 谷 武
お 支 払 期 限 日		お 支 払 期 限 日
9月 4日		9月 4日
日 附 印		日 附 印
お 支 払 期 限 日		お 支 払 期 限 日
9月 4日		9月 4日
お問い合わせ先 (カスタマーセンター)		お問い合わせ先 (カスタマーセンター)
0120-995-113		0120-995-113

電気料金等内訳書

お客様番号 []

請求番号 **21-00164-49475**

記載されていない事項につきましては、ご契約中の契約種別に応じた約款によります。

料 金 項 目	単 価	kVA/kW/kWh/m ²	金 額 (円)	備 考
基本料金	295.24	12	3,200	28日間
力量料金			1,879	
・1段料金	30.00	100	3,000.00	
・燃料費調整額	-11.21	100	-1,121.00	
エネルギー調整金	1.40	100	140	
請求手数料			220	
電気料金計			5,439	
うち消費税等相当額			494	
送料金相当額	9.92	100	992	
うち賠償負担金相当額				
および廃炉円滑化負担金相当額	0.16	100	16.00	

燃料費調整単価のお知らせ (1 kWhあたり、税込)

8月(当月)分 -11.21円

9月(翌月)分 -12.22円

翌月分は当月分比に比べ -1.01円

国の電気料金軽減措置により、令和5年2月分以降のご請求金額には、ご使用量×7円の値引きが含まれています。詳しくは当社ホームページでご確認ください。

停電等、電気設備に関するお問い合わせはこちらまでご連絡ください。【0120-995-007】

ご契約開始日：令和5年7月5日

ご請求金額には、託送料金相当額が含まれております。託送料金相当額の目安は使用量(kWh)に一般送配電事業者の託送料金平均単価を乗じて算定しております。

託送料金相当額について、くわしくはホームページをご確認ください。

水・ガスのご使用状況をふまえ、契約内容をご確認ください。ご質問や変更のご希望等がございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。

についてのご案内

このお支払い場所に
ご用紙をご持参の
お早めにお支払
ください。(振込手数料は
ご負担いたします。)

ご払期限日」を過ぎ
てお支払いいただいた場
合、料金に対して年100
日あたり約0.03%の
遅延利息をお支払い
いただくことがあります。
払期限日後、金融
機関・ゆうちょ銀行で
お支払いのお問い合わせ
はご遠慮をお願い
いたします。

を訂正したもの及
び日附印がない場
合、本領収書は無効

以前に重複等で
お支払いいただいた
場合は、
として今月ご請求
していただく料金に
させていただきます

ゆうちょ銀行または郵便局をご利用のお客さまへ

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- 払込みの際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
課税相当額以上
貼付



(ゆうちょ銀行または郵便局専用)

お支払い場所

○お申し込みは、下記の金融機関等をお願いいたします。

銀行

あ あおぞら、足利、SBI新生、大垣共立、か 神奈川、さらぼし、群馬、京楽、さ 埼玉りそな、三十三、静岡、静岡中央、清水、常陽、スルガ た 第四北越、筑邦、千葉興業、筑波、東京スター、東和、栃木、な 南都、は 八十二、東日本、北洋、北陸、北海道 ま みずほ、みずほ信託、三井住友、三井住友信託、三菱UFJ、武蔵野、や 山梨中央、横浜、りそなの各銀行本支店

信用金庫

あ アイオー、青木、朝日、足利小山、足立成和、青梅、大田原 か かながわ、鹿沼相互、亀有、鳥山、川口、川崎、北群馬、桐生、興産、甲府、小松川 さ 西京、埼玉、さがみ、佐野、佐原、さわやか、しずおか、焼津、芝、しののめ、湘南、城南、城北、昭和、泉鶴、西武、世田谷 た 高崎、龍野川、館林、熊山、多摩、千葉、中栄、中南、銚子、東栄、東京、東京三協、東京シティ、東京東、東京ベイ、栃木、利根郡 な 沼津 は 飯能、平塚、富士、富士宮 き 三島、水戸、目黒、や 山梨、結城、横浜、の各信用金庫本支店

信用組合

あ あかぎ、朝日新聞、東、茨城県、小田原第一 か 君津、共立、群馬県、ぐんまみらい、警視庁職員、江東 き 埼玉、青和、全東栄 た 第一勧業、大東京、銚子商工、都留、東京消防、東京厚生、東京都職員、東谷 な 中ノ郷、那須 は 文化産業 き 真岡 や 山梨県民、横浜華銀、横浜華銀、の各信用組合本支店

ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行または郵便局

農協同組合

神奈川県各農協、群馬県各農協、埼玉県各農協、静岡県各農協、東京都各農協
コンビニエンス・ストア (後面にバーコードの印字がある場合、お支払い可能です。小切手によるお支払いはできませんのでご注意ください)
セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ミニストップ、ココストア、セイコーマート(関東・北海道地区)、スリーエイト、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、オダキューマート、エアポートマート、イオン(一部店舗を除く)、NewDays(一部店舗を除く)の各店舗
JPQR請求書払い (請求書払いが可能なアプリ)
LINE (LINE Pay)、PayB、PayPay、楽天銀行、au PAY、FamiPay、この場所には何も記載しないでください。
d払い、エポス請求書払い

整理番号			4	5
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 ⑧:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table>		5	年		9	月	1	7	日
	5	年		9	月	1	7	日		
支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> </table> <small>百万 千</small> <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> <small>(按分した場合の積算方法 2,656 × 0.8 = 2,125)</small>			2	1	2	5	円		
		2	1	2	5	円				
使 途	水道代									
支 出 先	蕨市水道事業									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



45 - 1

領収書貼付欄

※ 隣組番号には、枝番を記入すること。

株式会社 保谷武 様

隣組番号 00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

中央3丁目17番23号

ごールドヘッドズ 1F店舖B (102)

保谷武 様
 下記の金額を納入期限内に納入してください。
 隣組番号 00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

納入期限 令和5年09月15日

お客様番号	令和5年08月
調定年月	令和5/7/1~5/8/3
使用期間	0m
使用水量	0m
排水量	0人
世帯人数	1,650円
水道料金	1,006円
下水道使用料	0円
し尿手数料	2,656円
お支払い金額	

上記の金額には消費税相当額が含まれております。

上記の金額を領収いたしました。
 隣組番号 00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

領収日付印
 金額を訂正した
 もの及び領収日
 付印のないもの
 は無効です。
 収入印紙不貼
 お問合せ窓口は
 隣組に記録して
 おります。

(お客様保管)

隣組番号 00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

中央3丁目17番23号

ごールドヘッドズ 1F店舖B (102)

保谷武 様
 下記の金額を納入期限内に納入してください。
 隣組番号 00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

納入期限 令和5年09月15日

お客様番号	令和5年08月
調定年月	令和5/7/1~5/8/3
使用期間	0m
使用水量	0m
排水量	0人
世帯人数	1,650円
水道料金	1,006円
下水道使用料	0円
し尿手数料	2,656円
お支払い金額	

上記の金額には消費税相当額が含まれております。

上記の金額を領収いたしました。
 隣組番号 00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

領収日付印
 金額を訂正した
 もの及び領収日
 付印のないもの
 は無効です。
 収入印紙不貼
 お問合せ窓口は
 隣組に記録して
 おります。

(お客様保管)

隣組番号 00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

中央3丁目17番23号

ごールドヘッドズ 1F店舖B (102)

保谷武 様
 下記の金額を納入期限内に納入してください。
 隣組番号 00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

納入期限 令和5年09月15日

お客様番号	令和5年08月
調定年月	令和5/7/1~5/8/3
使用期間	0m
使用水量	0m
排水量	0人
世帯人数	1,650円
水道料金	1,006円
下水道使用料	0円
し尿手数料	2,656円
お支払い金額	

上記の金額には消費税相当額が含まれております。

上記の金額を領収いたしました。
 隣組番号 00170-7-960615
 納入通知書兼領収証書

領収日付印
 金額を訂正した
 もの及び領収日
 付印のないもの
 は無効です。
 収入印紙不貼
 お問合せ窓口は
 隣組に記録して
 おります。

(お客様保管)

◎料金が未納になりますと、給水が停止される
 ことがありますのでご注意ください。

とりまとめ店 〒330-9794 保谷武 株式会社
 コンビニ取組代行 保谷武 株式会社

(隣組水道事業保管・CVS本部控)

お金の管理



au PAY取引履歴

au PAY キャンペーン情報

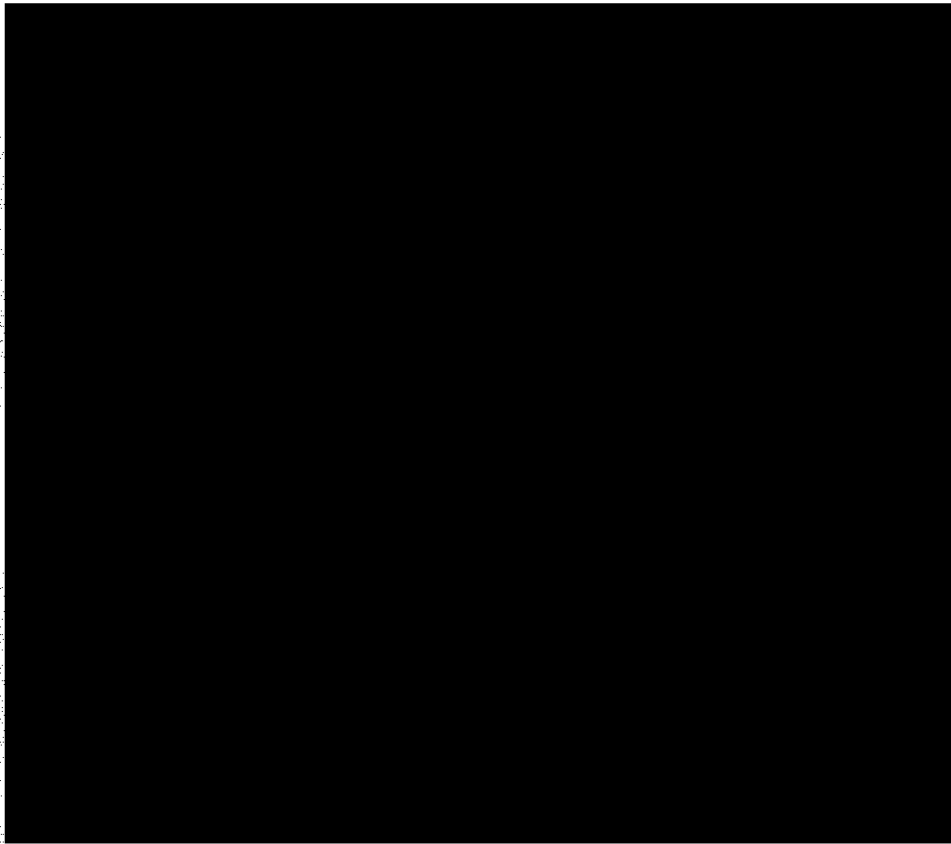
チャージ 0円

9月

支出 [Redacted] 円

チャージ

支出



2023/9/17

藤市水道事業

-2,656円 ^

91908196301114691110001684222023102800026563

備考

【利用日時】 2023/09/17 15:23

【伝票番号】 100000001773687016

【問合せ先】 0120-977-964



支払い

お金の管理へ

au pay 名義人: 保谷新

整理番号

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<input type="text" value="15"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="28"/> 日						
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $11,000 \times 0.9 = 9,900$ -)</p>			9	9	0	0
		9	9	0	0		
<p>使 途</p>	<p style="font-size: large;">事務所ガードシステム費</p>						
<p>支 出 先</p>	<p style="font-size: large;">総合警備保障株式会社 埼玉西支店</p>						

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号

100 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。つきましてはご指定口座以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させて頂きますので、振替期日までにご口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2023年 09月 28日

登録番号 T3010401016070

請求書番号: 20230807025652

1 / 1

請求書作成年月日 2023年 08月 07日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目 総合警備保障株式会社 埼玉西支社

総合警備保障株式会社
埼玉西支社



件名・品名/備考	数量	単位	単価	金額(税別)	消費税等	合計(税込)
001 2023/10月度A.T.S.O.R.K.カーナビシステム料金 小川 ただし事務所				10,000	10%	
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000
今回ご請求金額				10,000	1,000	11,000

お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)

整理番号 43

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	05 年 09 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">98109</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		98109	
百万	千	円							
	98109								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;">事務所外壁取付看板</p> <p style="text-align: right;">109,010 × 0,9 = 98,109</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
37704	05-09-28	11:18	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥108,900	¥110	
お取引後の残高(円)	おつり		

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(銭)
円	千	百	円

108,900

110 [振込手数料]

109,010

お振込明細またはご案内

埼玉りそな銀行
上尾西口支店
普通 0278219
アイワコウケイ(1様)

オハナアキヒトセイムカウトウツムシヨ様

お受取人

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
取扱番号 280002 付添書補和
税務署承認済

※領収書等には、
④発行者、⑤
※按分した場合は

よ、別紙を使用すること。

など何に支出されたか分かるような記
余白に補記すること。)

御請求書

埼玉県議会自由民主党議員団
尾花あきひと政務活動事務所

2023年9月20日

御中

担当者 TEL FAX

下記のとおり御請求申し上げます。
下記口座へお振込をお願い致します。
尚、振込手数料は、お客様のご負担をお願い致します。

看板各種 デザイン・製作・施工・メンテナンス
あなたの要望をカタチにする看板屋

アイワ工業株式会社

代表取締役 小島 誠
企画製作室: 〒362-0047 埼玉県上尾市今泉245
本 社: 〒362-0047 埼玉県上尾市今泉223
TEL:048-781-1585 FAX:048-781-6380

E-mail: aiwa@aiwa-k.com
登録番号 T3030002052975

埼玉りそな銀行上尾西口支店 普通預金 0278219

みずほ銀行上尾支店 普通預金 1210136

件名 ポスター掲示板

合計金額(税込) ￥108,900

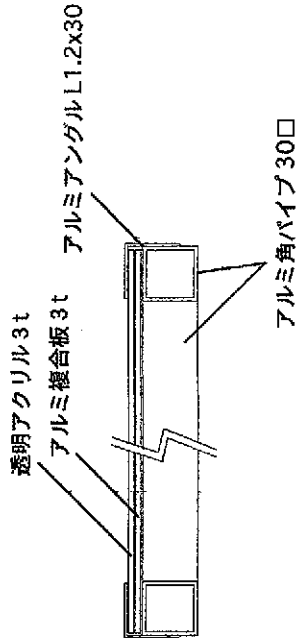
担当:

摘要	数量	単位	単価	金額
9/5 W900xH900xD38 ポスター掲示板	1	台	58,000	58,000
アルミ30口枠 アルミ複合板3t 透明アクリル3t カッティングシート文字				
取付施工費	1	式	36,000	36,000
諸経費	1	式	5,000	5,000
10%対象小計				99,000
消費税10%				9,900
合計				108,900

43-3



壁面上端



W900xH900xD38 ポスター掲示板
 アルミ30口枠 アルミ複合板3t 透明アクリル3t
 カッティングシート文字

* 上辺よりアルミ複合板3t 透明アクリル3tを脱着し、ポスターを貼替る。
 * ポスターが雨にぬれる事があります。

ご依頼主

尾花 様

図案名称 ポスター掲示板 案

作成年月日 2023/08/19

スケール S=1/10

アイワイエー

〒362-0047 埼玉県上尾市今泉 223
 TEL.048-781-1585 FAX.048-781-6380
 MAIL.aiwa@aiwa-k.com HP.http://aiwa-k.com

制作者

整理番号 3 2 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p style="font-size: small;">(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	0 5 年 0 9 月 2 8 日
支出額	<p style="text-align: right; font-size: small;">百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 158766円 </div> <p style="font-size: small; text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">(按分した場合の積算方法 $176407 \times 0.9 = 158766$)</p>
使 途	事務所賃料・駐車場 10月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

32-2

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル		2階	201号室
	所在地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5 (登記簿)			
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建			
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月	
	面 積	2階の一部 約50.89㎡			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヵ月分)152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	☑振 込	[REDACTED]	

32-3

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限： 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の支払方法	☑振込	[]	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	[]
所在地	[]	TEL []
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><input type="text" value="5"/>年 <input type="text" value="9"/>月 <input type="text" value="28"/>日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p><input type="text" value=""/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="7"/></p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(10月分), 手数料 (93500円 + 330円)</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $93830 \times \frac{9}{10} = 84,447$</p>
------------	--

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: 2em; margin-top: 20px;">※別紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>別紙明細</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(振込手数料)</p> <hr style="width: 100px; margin: 0 auto;"/> <hr style="width: 100px; margin: 0 auto;"/>	<p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">(有) 田口住宅</p>
<p>※領収書等は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※控分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

16-3

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	シオン店舗1階 102号室		
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4		
構造・規模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	38 m ²	

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	93,500 円	(内消費税等	8,500 円	・ 税率 10 %)	
共益費(管理費)	月額	円	(内消費税等	円	・ 税率 %)	
保証金(敷金)		187,000 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金) の償却・敷引						
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料	93,500 円			
礼金	93,500 円					
賃料等の 支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う				
	<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
振込手数料負担者	借主	持参先				

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

16-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- 消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
 - 本契約において、田中三郎を連帯保証人とする。
 - 更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
 - 口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
 - 口座振替または振込による手数料は、この負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料はこの負担とする。
 - 本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします(借主負担)。
 - 既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
 - 退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
 - 退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
- 以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023. 年 7 月 | 日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 代理人有限会社田口住
 電話番号 0480 (85 [Redacted])

借主 住所 [Redacted]
 氏名 渡辺 聡一郎 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]
 極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書写を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (12) 第 8778 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県白岡市小久喜1195	事務所所在地	
商号	有限会社 田口住宅	商号	
代表者等	吉岡 由隆	代表者等	
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	

整理番号 1 0 3

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 9 月 29 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">896</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	2	896
百万	千	円							
1	2	896							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃借料(10月分)</p> <p style="text-align: right;">$(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			**
取扱店	お取引日	時刻	
39841	05-09-29	11:30	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥135,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		使 認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

_____ (振込手数料)

お振込明細またはご案内

お受取人 **サイタマケツツキン**
カット
普通 8289798
ファイブイースト(カ様)
登録番号 0005

お支払人 **オカワタツ シェイムカットウツムヨ様**

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400478

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

Table with columns: 免許番号, 免許年月, 主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者, 登記簿上の住所, 建物取引士氏名, 登録番号, 所在地, 業務に就事する者, 事務所所在地, 商号・名称, 取引態様, 消費税込 課税業者

Table with columns: 1. 物件の表示等 (所在地, 名称, 種類, 構造, 築年, 床面積, 交通), 2. 登記簿に記載された事項 (所有名義人氏名, 住所, 甲区所有権にかかるとの権利に関する事項, 乙区所有権以外の権利に関する事項)

Table with columns: 3. 設備状況等 (水道, 電気, ガス, 排水, 台所専用, トイレ専用, 浴槽, 浴槽有)

Table with columns: 4. 法令に基づく制限の概要 (新住宅市街地開発法, 土砂災害警戒区域外, 造成宅地防災区域外, 津波浸食警戒区域外)

8. アスベストの調査に関して(やっていない)
9. 耐震診断について
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 (該当しない) 耐震診断の有無 (無)
10. 契約の種類及び期間
普通賃貸借
令和4年2月12日 から 令和7年2月11日迄 (3年間)

Table with columns: 11. 賃貸条件 (賃料, 共益費・管理費, 支払時期・方法, 礼金, 敷金, 更新に関する事項, 敷金等の積算, 更新の制限, 利用制限, 利率制限), 12. 損害賠償額の予定等に関する事項

Table with columns: 13. 契約の解除に関する事項 (1) 借主は, 貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月前の賃料を支払って即時解約できます, (2) 借主は賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなさらなるとき, 借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや, 貸主及び近隣に迷惑をかけ, 本契約の継続が困難であると認められる場合も, 貸主は本契約を解除することができます, 14. 建物完成時の形状・構造等 該当しない, 15. 支払金または預かり金の保全措置の概要 保全措置 詳しない, 16. 金銭貸借のあつせん 無, 17. 供託所等に 関係する説明 (保証協会の名称・所在地, 不動産保証協会, 西加地方事務所所在地, 東京法務局), 18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け, 重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 185,000円 を支払うことを承諾しました。
令和4年2月12日
(印) 直志 氏名
住所

整理番号 97-1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 9 月 29 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9680</td> </tr> </table>	百万	千	円			9680
百万	千	円							
		9680							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所馬主車場代 (10月分)

12,100円 × 8/10 = 9,680円

政務活動に使用する割合が 8/10以上であるため

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017			**	
取扱店	お取引日	時刻		
50641	05-09-29	10:02		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥12,100	¥110		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳			C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)		
円	千円	千円		

※ 領収書は
※ 領収書を
(別紙にも

ること。

お振込明細またはご案内

お受取人 埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通 1442614
アソカイステート(カ様)

お依頼人 アサイアキラ セイムカット ウツムツヨ様

電話番号 048-962-5777
取扱番号 290020

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※領収書等には、①年月日、②金額、③「受取」または「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

17-2

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。

・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。

・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。

・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

No.

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主(甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
文化エステート株式会社
氏名 代表取締役 中山 寧子
電話 048-985-6134

借主(乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
氏名 茂井 明
電話 048-962-5227

整理番号			20
------	--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text" value="63"/> <input type="text" value="250"/> <input type="text" value="925"/>
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所看板代 (政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $63,250 \times 0.9 = 56,925$
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---------------

領 収 証 渡辺 聡一郎 様 NO. _____

¥ 63,250-

但し 金額が誤り

令和5年9月29日 上記の金額正に領収いたしました

77030001053987

内消費税

現 金

小 切 手

デザインから製作・施工に至るまで、あなたの看板をトータルプロデュース

看板 Lotus

Sign 製作

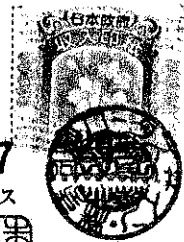
株式会社 ロータスサ

〒349-0113 埼玉県蓮田市桜台3-10-7

電 話 048-768-6609 FAX 048-768-8712

URL <http://www.hasuda-sign.com>

E-Mail info@hasuda-sign.com



係

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 19

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 5年 9月 29日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 35680 </p> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p> <p style="font-family: cursive;">事務所来客等駐車場賃借料</p> <p style="font-family: cursive;">2台分・7~9月分 (@6600×2台×3ヶ月=39600)</p> <p style="font-size: small;">(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $39600 \times 0.9 = 35640$</p>	
<p>領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団</p>	

領 収 書

No. 令和5年9月29日

渡辺 聡一郎 様

下記、正に領収いたしました。

金額: ¥39,600-

但 駐車料金3ヶ月分(7~9月)
(@6,600円*2台*3ヶ月) として

電話 XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

19-2
新白岡駅東口

パーキング契約書

貸 貸 人	[Redacted] (以下甲という)		
賃 借 人	渡辺 聡一郎 (以下乙という)		
所 在 地	白岡市新白岡 4丁目 7番 12. 13. 14		
名 称	[Redacted] 業・パーキング	番 号	[Redacted]
賃 料	月額金 6, 600 円		
車種・車番	70172 [Redacted] 他1台		
賃料振込先	[Redacted] 口座番号 [Redacted] 口座名義・[Redacted] (振込手数料は乙の負担とする)		

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は 2023年7月1日から 2025年6月30日 迄向こう2年間
但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

1. 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
2. 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲又は仲介業者に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為 (アイドリング等) をすること。
6. 違法車両 (改造車) の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

19-3

新白岡駅東口

パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

第9条 (特約事項)

本契約時の駐車車両変更の際、車庫証明発行手数料代として金 3,500 円を仲介業者に支払うものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

特約事項 乙は契約更新時、更新手数料として賃料の1ヶ月分 (別途消費税) を仲介業者に支払うものとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方方記名捺印の上、各1通を所持し仲介業者はその写しを保管するものとする。

2023年7月/日

賃貸人(甲)住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

電話 [Redacted] FAX [Redacted]

賃借人(乙)住所 [Redacted]

氏名 渡辺 聡一郎

電話 [Redacted] 携帯 [Redacted]

仲介業者住所 埼玉県白岡市新白岡5丁目19番地2

商号 有限会社 ニュー白岡不動産
代表取締役 関山 国臣
埼玉県知事免許 (5) 第19567号
宅地建物取引士 関山 国臣
登録番号 [Redacted]

整理番号 92

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	^{令和} 5 年 9 月 29 日	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">104</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">796</td> </tr> </table>	百万	千	円		104	796
百万	千	円							
	104	796							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 建物賃借料(事務所10月分家賃料と駐車場代)

$116,440 \times 0.9 = 104,796$

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時 刻
38052	05-09-29	11:18
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)	認 証	

お振込明細またはご案内

埼玉県議会自由民主党議員団

事務所10月分
家賃料 110,000円
駐車場代 6,000円

別紙明細

440円 [振込手数料]

貼付しないこと。
スペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
号(枝番)を付すこと。

お受取人

カネコウタセイムカットウツムツヨ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 300195

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。→

印紙税申告納付につき消和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 金子 裕太
 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 金子 靖 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

	名 称	大間事務所			1-2 階	
所在地	(登記簿)	鴻巣市大間字原798番地3				
	(住居表示)	埼玉県鴻巣市大間798番地3				
種 類	事務所	家屋番号	798番3			
構 造	軽量鉄骨造					2 階建
面 積	専有(壁芯)	73.44 m ²	(約 22.21 坪)	その他使用 可能な面積	(約	m ² 坪)
	バルコニー	m ²	(約	坪)		
物件の所有者	(住所)	[REDACTED]				
	(氏名)	[REDACTED]				
使用目的	事務所					
賃 料	月額	110,000 円(うち消費税	10,000 円)	敷 金	(賃料の 金額)	ヵ月分 220,000 円
管 理 費	月額	円(うち消費税 円)				
共 益 費	月額	円(うち消費税 円)		札 金	(賃料の 総額)	ヵ月分 0 円
駐 車 料	月額	円(うち消費税 円)			(うち消費税)	0 円
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)		権 利 金	(総額)	円
雑 費	月額	円(うち消費税 円)			(うち消費税)	円
保 険 料	総額	円(うち消費税 円)		更 新 料	(総額)	円
保 証 料		円			(うち消費税)	円
保 証 金		円(3.3m ² 当たり)		更 新 手 数 料	新賃料の	1 ヵ月分
敷金・保証金の 返還時期	本物件の明渡し後					(別途消費税)
保証金の償却	建物明渡し時に	%		・契約更新時毎に	%	
	(総額)	円		(総額)	円	
	(うち消費税)	(円)		(うち消費税)	(円)	
	・その他			(償却分は、償却時から10日以内に償却しなければならない。)		
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヵ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先				
		(氏名) [REDACTED]				
	振込先	[REDACTED] 口座No. [REDACTED]				振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする)
	口座名義人	[REDACTED]				110,000 円
	口座引落 委託会社名					
	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。					

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等

頭書(2) 賃貸借条件

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. [REDACTED]
所 在 地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額	6,000 円(うち消費税	円)
備 考			

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

[賃料振込先]



【貸主】



【貸主代理】
埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】



金子 裕太



整理番号 104

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 9 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>駐車場賃借料(3台分)</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">$18,000 \times 0.9 = 16,200$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証 No. _____

小川ただし事務所様 2023年9月30日

★ 18,000

但 10月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 XXXXXXXXXX

消費税額等(%) XXXXXX

※領収書(④発行番、⑤宛名)が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本目下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借		
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1区画につき 6,000円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

- 第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。
- 第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。
- 1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。
- 2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。
- 第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。
- 第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号 116

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 <u>7: 事務所費</u> 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 9 月 30 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">40000</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円						40000									
百万		千		円																			
40000																							

使途	<p style="font-size: small;">政務事務所 家賃 10月分</p> <p style="font-size: small; text-align: right;">政務活動に使用する場合が8/10以上である場合 50,000 × 8/10 = 40,000</p>			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">領収書等貼付欄</td> <td style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</td> </tr> </table>			領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団			

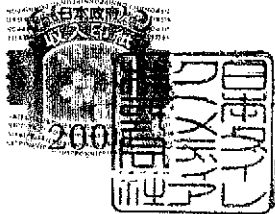
領収書

関根信明様

領収日
2023-09-30

領収書番号
REC-0000000002

登録番号
T5030001108388



日本ダイレクトメディア株式

高橋 満広

331-0823

埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進



件名 2023年10月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

整理番号 116 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

請求書

関根信明様

請求日 2023-09-30
 請求書番号 INV-0000000003
 登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社
 高橋 満広
 331-0823
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789

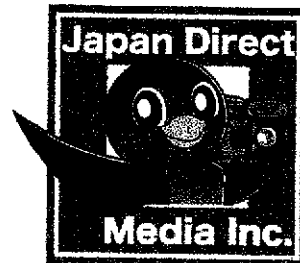


いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

件名 2023年10月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	請求金額
50,000円	0円	50,000円

入金期日	振込先
	武蔵野銀行 宮原西口支店 普通口座 1081177 ニホンダイレクトメディア(カ)



整理番号

47

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 5 年 10 月 01 日 他	支出額	百万 千 円 2 6 4 0 0 0
使 途	事務所家賃費(令和5年10月～令和5年12月の3ヶ月分)		

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

③事務所家賃 110,000円(1か月)×3か月=330,000円
 330,000 円 × 0.8 = 264,000 円
 政務活動に使用する割合が8/10であるため

事務所を自民党三郷支部の郵便物の郵送先とした為、10月より按分の割合が
 9/10→8/10と変更となっております。

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 47 - 1

領 収 証

美田おねおき県政事務所 様

No. _____

★

110,000 -

但 令和5年10月分事務所家賃として

令和5年 10月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

美田おねおき県政事務所 様

No. _____

★

110,000 -

但 令和5年11月分事務所家賃として

令和5年 11月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

美田おねおき県政事務所 様

No. _____

★

110,000 -

但 令和5年12月分事務所家賃として

令和5年 12月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所			階	号室
	所在地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91 (登記簿)三郷市采女1丁目91番地				
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺 / (2)階建				
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月		
	面 積	115.08㎡の一部				
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2022年 4月 1日 から	2025年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2022年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) (自 宅)TEL
----------------	-------------------

(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	□家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 2か月前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年1月27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL	048-951-5826
	住所	[Redacted]		
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
	極度額	円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	主たる事務所 所在地・TEL	[Redacted]
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	[Redacted]
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	[Redacted]
	免許証番号	埼玉県 知事 (i)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和3年 2月 19日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏名	[Redacted]	氏名	[Redacted]
	登録番号	[Redacted]	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社KBMプロパティ 埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	[Redacted]

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号 78

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 10 月 2 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">18</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">900</td> </tr> </table>	百万	千	円		18	900
百万	千	円							
	18	900							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">駐車場賃貸料 9月相来払分</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---

<p>領収書等貼付欄 (株)松堀不動産</p> <p style="font-size: large; text-align: center;">21,000 × 9/10 = 18,900</p>
--

領 収 証 No. 8247 2023年10月 2日

横山 雅也 事務所 景政調査室 様

金 21,000 円

但し Ohana 馬車場 No. 10.11.12
10月分賃料とL20

上記正に領収いたしました (株)松堀不動産
代表取締役 堀越 宏一
(税抜金額 ¥21,000) 埼玉県東松山市箭弓町2-2-12
(消費税等 ¥0) TEL0493-23-6666



パートンシステム情報館
 株式会社 松堀不動産

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

78-2



駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED] 号
車種	軽自動車、初秋	車番	
		色	グレー
契約条項	駐車料	月額	7,000円 (内消費税) 636円
	駐車場更新手数料	賃料の 1か月相当額	21,000円 (内消費税) 1,909円
	更新費用合計金額		21,000円(税込)

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
 なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
 *弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏名	横川雅也事務所	続柄	事務員
	担当者 [REDACTED]	携帯	[REDACTED]

5年 7月 10日

(甲) 住所 [REDACTED] (乙)

氏名 [REDACTED]

所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 横川雅也事務所
 県政調査室

電話番号 TEL (0493)77-5050
 FAX (0493)77-1000

書類送付先 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
 株式会社 松堀不動産



整理番号 287

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 10月 2日	支出額	百万 千 円 99 396
用途	7:事務所費(事務所賃借料)110,440 × 90% = 99,396 RS. 10月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	05-10-02	09:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
三井住友銀行
春日部支店
普通 7128326
カ) カスカベツツユウタクキョウトウハ様

ツラトキヒト セイムカットウツムツヨ様

電話番号 048-795-7140
取扱番号 400002
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101		区画番号()	
	所 在 地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4			
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4			
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸			
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月	
面 積	49㎡				
附 属 施 設		1階事務所前面 1台駐車場			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2021年 12月 15日 から 2023年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 2021年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額100,000円 (別途消費税相当額10,000円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主様のご判断でご加入ください。	礼 金	100,000円 (別途消費税 10,000円)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. [REDACTED]		
	本 数 [REDACTED] 本		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]	
	<input type="checkbox"/>	名義人	[REDACTED]
	<input type="checkbox"/>		

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月15日

甲・貸主	氏名	●	TEL
	住所	●	
乙・借主	氏名	白土 幸仁 ●	TEL 048-795-7140
	住所	春日部市瑞後西 3-4-13	
丙・ 連帯保証人	氏名	●	TEL ●
	住所	●	
	極度額 金、4,000,000円		

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県春日部市粕壁5670-2 048-754-8088	主たる事 務所 所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 春日部市住宅共同販売セン 石塚 薫 ●	商号又は 名称 ◎
	代表者の氏名		代表者の 氏名
	免許証番号	埼玉県 知事 (12)第6797号	免許証番 号 大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	平成29年 5月27日	免許年月 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	●	氏 ◎
	登録番号	●	登録番 () 第 号
	業務に従事する 事務所名	主たる事務所に同じ	業務に従事す 事務所 名
	事務所所在地 TEL		事務所所 在 地 TEL

※図は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 0088

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 10 月 2 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">54</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							

使 途	<p style="font-size: large; text-align: center;">七折り代 (R5. 9月~11月)</p>
-----	--

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(20,000 + 20,000 + 20,000) \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■	効心 マサ

入出金明細

照会範囲：2023年10月02日～2023年10月02日 照会件数：2件

2023年10月27日 16時19分50秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2023年10月02日	20,000円		セコム	■■■■

全件数：2件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■■	効ハシ マサ

入出金明細

照会範囲：2023年10月31日～2023年10月31日 照会件数：2件

2023年10月31日 12時00分40秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2023年10月31日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：2件

自動口座振替のご案内

〒 [Redacted]
高橋 政雄 様

請求書番号 2310673940
登録番号 T6011001035920

[お問い合わせ先]
セコム株式会社
東浦和営業所
〒 336-0926
埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目
48-12 ガリレオビル3F
電話番号: 048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2023年10月03日



ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2023年10月31日

消費税率	税込計	消費税額
0%対象税込計		
8%対象税込計		
10%対象税込計	¥20,000	¥1,818
合計金額	¥20,000	¥1,818

指定口座	金融機関名	預金種目	口座番号
	川口信用金庫		
	支店名 [Redacted] 支店	**	*****

お知らせ	
------	--

通信欄	
-----	--

【明細】 (1 / 1)

コード	契約コード	ご契約対象/ご請求内容	発生日/対象期間	本体価格/税額	合計金額
	[Redacted]	事務室 様 ご契約料	2023/10/01~2023/10/31	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
税込合計金額					¥20,000

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	0081438	■■■■

入出金明細

照会範囲：2023年11月30日～2023年11月30日 照会件数：2件

2023年12月04日 11時13分26秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2023年11月30日	20,000円		セコム	■■■■

全件数：2件

整理番号 161 - 1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 10 月 3 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9720</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	5	9720
百万	千	円							
1	5	9720							
使 途	<p>事務所家賃(10月~12月分)</p> <p>自民党越谷支部との共同事務所のため折半</p> <p>133,100円×3か月分÷2×8/10=159,720円</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>								

領 収 証

No. 007795

浅井 明 様

2023年10月20日

金額

¥ 133,100-

但し 森田ビル201号室 2023年10月分賃料として(2023年10月30日入金)

上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 ¥121,000-

消費税額等(8%) ¥12,100-

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 161 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 007813

浅井明 様

2023年11月18日

金額

¥ 133,100-

但し 森田ビル 201号室 2023年11月賃料として (2023年11月19日入金) 200円
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市水川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 1161 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 007827

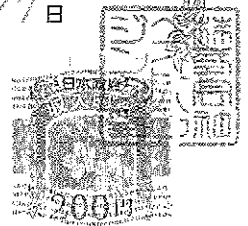
浅井 明 様

2023年12月17日

金額

¥ 133,100 -

但し 森田ビル 201号室 12月分賃料として(2023年12月1日入金)
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



社印・抜者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

161-4 建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
		円	円
礼金		〆 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

161-5

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
 氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]
 極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
 取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
 商号 株式会社 ベストハウジング 商号
 代表者等 八巻 康雄 代表者等
 登録番号 号 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号 162 - 1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 10 月 3 日	支出額	百万 千 円 1 3 2 0 0
使 途	事務所看板代(10月~12月分) 5,500円×3か月×8/10=13,200円 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため		

※政務活動費を充当した金額を記載

領 収 証

No. 007797

浅井明 様 2023年10月20日

金額

¥ 5,500-

但し 森田ビル201号室 2023年10月份看板(1)代り
上記の金額正に領収いたしました (2023年10月30日入金)

収 入
印 紙

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

内 訳

税抜金額 ¥5,000-

消費税額等(4%) ¥500-

本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029

獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582

草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140

竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403

北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

撥 者 印

社印・撥者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 1 6 2 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 007815

浅井明 様

2023年11月18日

金額

¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し森田ビル201号室2023年11月着振(1)代として
上記の金額正に領収いたしました (2023年11月18日入金)

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング



- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 1 6 2 - 3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 007829

浅井明 様

2023年12月17日

金額

¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し森田ビル201号室 12月分看板(1)代として(2023年12月1日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

162-4

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.34	m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日 から	3年0月間
終期	2026年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
		円	円
礼金		円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	
		<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

162-5
(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
 氏名 浅井 明 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング	商号
代表者等 八巻 康雄	代表者等
登録番号 [Redacted] 号	登録番号 第 号
宅地建物取引士 [Redacted]	所属する事務所 本店 宅地建物取引士

事業用建物賃貸借契約書

貸主

(以下「甲」という)と借主 榮 寛美

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	大島ハイツ		1 階	101号室	
	所在地	(登記簿) 春日部市南四丁目 3520番地21、3520番地22				
		(住居表示) 埼玉県春日部市南四丁目26-4				
	種類	アパート	家屋番号	3520番21		
構造	木造			/	2 階建	
面積	専有(壁芯)	20.00 m ² (約 6.05 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
	バルコニー	m ² (約 坪)				
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)	[Redacted]				
頭書(2) 賃貸借条件	使用目的	事務所				
	賃料	月額	66,000 円(うち消費税 6,000 円)	敷金	(賃料の 1 ヶ月分)	60,000 円
		管理費	月額		円(うち消費税 円)	(金額)
	共益費	月額	2,200 円(うち消費税 200 円)	礼金	(賃料の 1 ヶ月分)	66,000 円
		駐車料	月額		円(うち消費税 円)	(総額)
	付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	権利金	(総額)	円
	雑費	月額	円(うち消費税 円)		(うち消費税)	円
	保険料	総額	19,000 円(うち消費税 円)	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	
	保証料		68,200 円		(別途消費税)	
	保証金		円(3.3m ² 当たり 円)	更新手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分	
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後			(別途消費税)	
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		
		・その他		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
	契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先	口座No.		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)		
	口座名義人	68,200 円				
	口座引落	委託会社名 保証会社				
翌月分を毎月 27 日迄に前払(翌月前払)。但し、振込の場合は、27日までに入金を確認できるものとする。						

頭書(3) 貸与 する 鍵 の 他	付属施設		駐車場はお店の前(向かって左側)に小型車のみ1台駐車可			
	自動ドア	No. [REDACTED]	自動ドア	No. [REDACTED]	シャッター	No. [REDACTED]
		No.		No.		No.
		No.		No.		No.
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 令和5年06月02日				ポストボックス	[REDACTED]	

頭書(4) 特約事項	別紙、特約事項を参照してください。
---------------	-------------------

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年5月26日

		貸主・甲		借主・乙	
住所	〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1	[REDACTED]		[REDACTED]	
電話番号	048-739-1235	[REDACTED]		[REDACTED]	
氏名	[REDACTED] 貸主代理人 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博	[REDACTED]		榮寛美	
乙の連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	印	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	印	印
保証機関	エルズサポート(株)				
(緊急時の連絡先)	〒 [REDACTED] (住所) [REDACTED] (氏名) [REDACTED]	(電話番号)	[REDACTED]	(乙との関係)	[REDACTED]
媒介業者			媒介業者		
免許番号	埼玉県知事(2)第22757号	免許番号	埼玉県知事(16)第[REDACTED]号		
主たる事務所	埼玉県春日部市大場1057番地1	主たる事務所	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5		
商号	株式会社サンハウジング	商号	株式会社マルヤ住宅		
代表者	代表取締役 金子 勝博	代表者	代表取締役 新井 [REDACTED]		
宅地建物取引士			宅地建物取引士		
登録番号	(埼玉) [REDACTED]	登録番号	[REDACTED]		
氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]		
事務所名	株式会社サンハウジング	事務所名	[REDACTED]		
所在地	埼玉県春日部市大場1057番地1	所在地	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5		
電話	048-739-1235	電話	TEL048-761-3737 FAX048-761-7010		

整理番号 86-1

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	5 年 10 月 5 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">03</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">688</td> </tr> </table>	百万	千	円	2	03	688
百万	千	円							
2	03	688							
使 途	<p>5年11月6日 5年(2月)6日</p> <p>事務所貸借料+振込手数料</p> <p>(11、(2、1月分) $67896 \times 3 = 203,688$)</p> <p>(75,000 + 440) × 0.9 = 67,896</p>								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤ 鈴木正人

支払先(株)JST

政務活動費の
割合が9割のため

別紙明細

320 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 86 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。
 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-10-05	15:40	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (使) (効)	
万	千	千	円

お振込明細またはご案内
 カワク"チツキン
 ツキ
 普通 0810281
 カ)コスメ様
 登録番号 0007
 ススキマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 500001
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-11-06	12:17	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (使) (効)	
万	千	千	円

お振込明細またはご案内
 カワク"チツキン
 ツキ
 普通 0810281
 カ)コスメ様
 登録番号 0007
 ススキマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 400042
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-12-06	10:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (使) (効)	
万	千	千	円

お振込明細またはご案内
 カワク"チツキン
 ツキ
 普通 0810281
 カ)コスメ様
 登録番号 0007
 ススキマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 300012
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

86-3

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 佃 コ ス モ（以下「甲」という。）と借主 鈴木 正 人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 賃 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ ()階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家財保険料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附属施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.	[REDACTED]			
	本 数	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

86-4

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士;登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

86-5

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名	[REDACTED]	氏名	㊟
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社コスモ	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	新座市新座3-4-41 TEL 048-480-3500	事務所所在地	TEL

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

86-6

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 （株）コスモ（以下「甲」という。）と借主 鈴木正人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / ()階建/全 ()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.	■	■		
	本 数		■	■	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	■			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

86-7

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時には中には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>

86-8

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 87-1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	5 年 10 月 5 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">30</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">888</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		30	888
百万	千	円							
	30	888							
使途	契約馬場代+振込手数料 (11月、12月、1月分)								
	$(11000 + 440) \times 0.9 = 10296$ $10296 \times 3 = 30888$								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤ 鈴木正人

支払先(有) 恵久土地

政務活動費の
割合が9割のため

別紙明細

320

〔振込手数料〕

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 87 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-11-06	12:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破) (角)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキユウト子様
登録番号 0001
ススキマサト セイムカット "ウツ" ムツヨ様

お依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400041
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-10-05	15:38	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破) (角)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 10月06日付電信

お受取人
トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキユウト子様
登録番号 0001
ススキマサト セイムカット "ウツ" ムツヨ様

お依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 600002
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-12-06	10:18	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破) (角)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキユウト子様
登録番号 0001
ススキマサト セイムカット "ウツ" ムツヨ様

お依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400011
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

87-3

特約条項

駐車場契約書

所在地 富士見市水谷東2-3248-1

名称 富士見市水谷東2-3248-1

番号 富士見市水谷東2-3248-1

賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和5年5月16日より令和6年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約すること出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

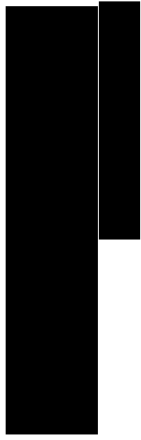
第7条 乙の車の場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

振込先



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和5年5月15日

貸主(甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東3-38-14

氏名 有限会社 恵久土地

電話番号 取締役 市川 理恵子



借主(乙) 住所 埼玉県志木市中京岡1-1-2

氏名 鈴木 正人

電話番号 048-476-7525

仲介人 住所

氏名

電話番号

取引主任者 氏名

登録番号

整理番号 91-1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	5 年 10 月 5 日 5年11月6日、5年12月6日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">14</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">850</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		14	850
百万	千	円							
	14	850							
使途	廃棄物処理代 (9、10、11月分) $5500 \times 0.9 = 4950$ $4950 \times 3 = 14850$								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤鈴木正人 政務活動費の
支払先(株)大村商事 割合が9割のため

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 91 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38841	05-11-06	12:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイトマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ(カ様)
登録番号 0002
スス キマサト セイムカットウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 060008
印紙税申告納付につぎ浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38841	05-10-05	15:39
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイトマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ(カ様)
登録番号 0002
スス キマサト セイムカットウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 050008
印紙税申告納付につぎ浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38841	05-12-06	10:19
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイトマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ(カ様)
登録番号 0002
スス キマサト セイムカットウツ ムツヨ様

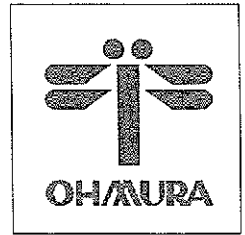
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 060002
印紙税申告納付につぎ浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

91-3

出力日：2023/10/05 09:41

請求書



請求先 (発行先コード：10302130000)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

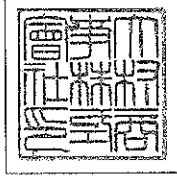
TEL：048-476-7525

鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20



TEL：048-472-0328
大村商事株式会社

登録番号：T1030001045239

請求書発行日 2023年10月3日(火)

請求書番号 000007628

締日 2023年9月30日(土)

支払期限

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額 5,500 円

件名：

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材4573077(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0610492 材4573077(カ)
備考	

91-4

請求元：大村商事株式会社

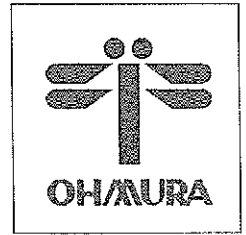
出力日：2023/10/05 09:41

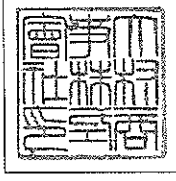
明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2023/09/30	廃棄物処理代9月分	4,000	1	式	4,000 (課税 10%)		
		(10302130001)鈴木正人事務所					
			--				--
2023/09/30	(3)段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000 (課税 10%)		
		(10302130001)鈴木正人事務所					
			--				--

91-5

出力日 : 2023/11/02 09:39

請求書



請求先 (発行先コード : 10302130000)	請求元	請求書発行日	2023年11月1日(水)
〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2	〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20	請求書番号	000009698
TEL : 048-476-7525	TEL : 048-472-0328	締日	2023年10月31日(火)
鈴木正人事務所 御中	大村商事株式会社 	支払期限	
	登録番号 : T1030001045239		

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名 :

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材ムソウツ(カ) (0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材ムソウツ(カ)
備考	

91-6

請求元：大村商事株式会社

出力日：2023/11/02 09:39

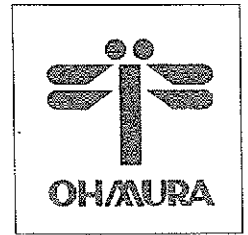
明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号	部門			備考			
×E1				×E2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2023/10/31	廃棄物処理代10月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		(10302130001)鈴木正人事務所					
2023/10/31	(3) 段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		(10302130001)鈴木正人事務所					

※商品コードは16桁まで表示されます。

91-7

出力日 : 2023/12/04 12:49

請求書



請求先 (発行先コード: 10302130000)
 〒353-0002
 埼玉県志木市
 中宗岡1-1-2

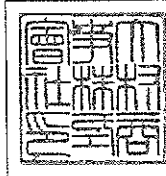
 TEL: 048-476-7525
 鈴木正人事務所

 御中

請求元
 〒353-0003
 埼玉県志木市下宗岡
 2-18-20

 TEL: 048-472-0328
 大村商事株式会社

 登録番号: T1030001045239



請求書発行日 2023年12月1日(金)
 請求書番号 000011338
 締日 2023年11月30日(木)
 支払期限

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額 5,500 円

件名:

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額(税抜)	今回消費税額	今回請求金額(税込)
				5,000	500	5,500

10%対象(税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額(税込)	5,500
-----------	-------	------	-----	----------	-------

支払方法 銀行振込

振込先 (0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 オムラショウジ(株)
 (0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 オムラショウジ(株)

備考 支払期日:翌月末日

91-8

請求元：大村商事株式会社

出力日：2023/12/04 12:49

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
×E1				×E2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2023/11/30	廃棄物処理代11月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		(10302130001)鈴木正人事務所					
			--				--
2023/11/30	(3) 段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		(10302130001)鈴木正人事務所					
			--				--

※商品コードは16桁まで表示されます。

整理番号			5	5
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電卓等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">10</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table>		5	年	10	月	6	日	
	5	年	10	月	6	日			
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(賃料 ¥23,100) + (振込手数料 ¥660)</p> <p>(按分した場合の積算方法 $23,760 \times \frac{8}{10} = 19,008$)</p>			1	9	0	0	8	円
		1	9	0	0	8	円		
使 途	馬主車場代 (10月~12月分)								
支 出 先	(株) サンハウジング								

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



駐 車 場 使 用 契 約 書

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング	管理番号	[REDACTED]
所在地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2		
賃借人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額	7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	円
管 理 費	月額	円(うち消費税 円)	礼 金	円
共 益 費	月額	円(うち消費税 円)		(うち消費税 円)
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	更 新	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
雑 費	月額	円(うち消費税 円)	更 新 手 数 料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日まで			
支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替			
振込先	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 口座No. [REDACTED] </div> <div style="width: 50%;"> 名義人 [REDACTED] </div> </div>			

[契約車両および任意保険]

車 名	[REDACTED]	保険会社名	[REDACTED]
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 5 年 5 月 26 日

賃貸人(甲) 住所: [REDACTED]
 氏名: [REDACTED] 貸主代理人(株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博
 電話: [REDACTED]

賃借人(乙) 住所: [REDACTED]
 氏名: 榮 寛美 電話: [REDACTED]
 勤務先: 埼玉県 住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

緊急連絡先 住所: _____
 氏名: _____ 印 電話: _____
 極度額: _____

仲介人 免許番号: 埼玉県知事(2)第22757号
 主たる事務所: 埼玉県春日部市大場1057番地1
 商号又は名称: 株式会社サンハウジング
 代表者: 代表取締役 金子 勝博
 宅地建物取引士: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED]
 事務所名: 株式会社サンハウジング 電話: 048-739-1235
 所在地: 埼玉県春日部市大場1057番地1

整理番号			25	-1
------	--	--	----	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	5年 10月 6日	支出額	百万 千 円 5 1 9 7 5
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所看板(カッティング文字)代 (政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $57750 \times \frac{9}{10} = 51975$
-----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---------------

領 収 証 渡辺 聡一郎 様 NO. _____

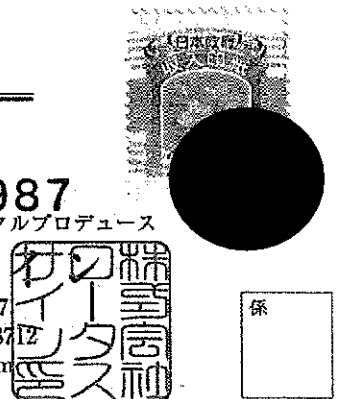
¥ 57,750-

但し カッティング文字関係
令和5年10月6日 上記の金額正に領収いたしました
T7030001053987

内消費税	_____
現 金	_____
小 切 手	_____

看板 Lotus
Sign 製作

株式会社 ロータスサ
〒349-0113 埼玉県蓮田市桜台3-10-7
電 話 048-768-6609 FAX 048-768-8712
URL <http://www.hasuda-sign.com>
E-Mail info@hasuda-sign.com



③ 事務所看板(カッティング文字)代として

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 25 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

開口窓サイン

- ・壁面看板サイズ縦400mm×横1500mm
- ・仕様:アルミ枠+3mm厚アルミ複合板看板
- ・ガラス面白線+カラーカッティング切り文字貼り



駐車場賃借契約書 (自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	系	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、
 第1条 賃借借契約 5年 6月 6日より 5月 6日迄 / 1ヶ月とする。賃し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も與せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀滅及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持ち込みをせしめたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なまざること。

第7条 乙の車に場内その他車による事故発生或は天災地震等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

5年 6月 6日

貸主(甲) 住所 氏名
 借主(乙) 住所 氏名
 森 伊 久 磨
 048-708-2015

整理番号			46
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>10</td> <td>月</td> <td>12</td> <td>日</td> </tr> </table>	5	年	10	月	12	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </table>		百万		千		円			4	5	6	0
5	年	10	月	12	日																
	百万		千		円																
		4	5	6	0																

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	車駐庫代金(10円) × 56 = 560円 $7000 \times 0.8 = 5600$
----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

入出金明細

詳細

取引日 2023/10/12

入出金 -7,000円 [振込手数料]

残高 =

内容 三菱UFJ銀行 普通預金 (依頼人) 用すること。

名: モリ イクマ 振込予定日: 2023年10月12日 管理番号: []

※領収書等には、① [] ④発行者、⑤宛名が [] 出されたか分かるような記載) (こと)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

46-1

駐車場賃借契約書 (自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	第	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、
 第1条 賃借借契約 5年6月6日より
 5日迄1ヶ月とする。賃し期間満了の場合、必要のれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞りせる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをせしめ、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なまざること。

第7条 乙の車に場内その他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

5年6月6日

貸主(甲) 住所 氏名
 借主(乙) 住所 氏名
 森 伊 久 磨
 048-708-2095

整理番号 8 9

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><input type="text"/> 5 年 <input type="text"/> 1 0 月 <input type="text"/> 1 3 日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">他</p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 2 3 7 6</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">10 ~ 12 月分ダスキン使用料 (事務所用)</p> <p style="text-align: center;">(按分の積算方法 2,970 円 × 8/10)</p>
------------	--

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領収書

No. 0000968210 T8030001060421

神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 5年10月13日 次回は 月 日 曜日

品名	数量	単価	金額	税別	税額
PM-DF フロアーモップF	1	990	990	1	
* 納品合計10%		990 内消費税	990	***	90
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;"> 990 990 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;"> 990 </div>		

政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 8 9 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品領収書
 No. 0000972215 T8030001080421 **ダスキン マルシン**
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 5年11月10日 次回は 月 日 曜日
 担当 XXXXXXXXXX

品名	数量	単価	金額	前回	今回	次回
FM-DF フロアーモップF	1	990	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***	90			

印 税
 5月10日
 990 ←

納品領収書
 No. 0000975292 T8030001080421 **ダスキン マルシン**
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 5年12月 8日 次回は 月 日 曜日
 担当 XXXXXXXXXX

品名	数量	単価	金額	前回	今回	次回
FM-DF フロアーモップF	1	990	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***	90			

印 税
 5月10日
 990 ←

整理番号				
------	--	--	--	--

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
------------------------------	--

支出年月日	令和5年10月13日	支出額	百万 千 円 9900
-------	------------	-----	----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所浄化槽点検 (年4回 令和5年10月分~) $11,000 \times 0.9 = 9,900$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

登録番号 T5030001061785	
№ 00031	
領 収 書	
金	11,000 円 (内税10% 月分 1,000円)
金子ゆう太県政調査事務所 様	
様	
浄化槽	
維持管理	年4回 R5年10月 R6年1月 4月 7月 分
汲 取 (従量制)	本 _____ 台
上記のとおり領収しました。	
R5年 10月 13日	
高松商事株式会社	
TEL 048(541)4414 (代)	
取扱者印	[Redacted]

事務所浄化槽点検 年4回

令和5年 10月分
令和6年 1月分
令和6年 4月分
令和6年 7月分

[振込手数料]

〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載、
い場合は、余白に補記すること。)

委 託 契 約 書

委託業務の名称 浄化槽の維持管理

上記業務の委託については、委託者 ^{金子ゆう太} 株式会社 高松商事 (株) を甲とし受託者 高松商事 (株) 乙とし下記条項により業務委託契約をいたします。

- 1 条 乙は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省第35号）第7条に定める維持管理の基準及び別紙浄化槽維持管理仕様書により実施します。尚、清掃は別途料金となります。
- 2 条 委託期間は 令和5年 10 月 13 日より 年 月 日までとする。
- 3 条 委託手数料は、3ヶ月毎に1回、年4回、維持管理費年額 11,000円(税込)。
- 4 条 乙は本契約に基く業務を第三者に委託してはならない。
- 5 条 本契約に基く業務施行に当り物件に生じた損害または第三者に及ぼした損害は乙の負担とする。ただし乙の責任外のものはこの限りではない。
- 6 条 乙は専門的知識及び技術を有する管理技術者に技術上の実務を行わせる。
- 7 条 乙は維持管理業務を行うときは甲の立合いを受け業務完了後は維持管理記録に必要事項を記録する。
- 8 条 乙は第3条に定める委託手数料の支払いについて、当該月末日までに甲に請求書を提出するものとする。
- 9 条 甲は、乙が次の各項に該当すると認めるときは本契約を解除することができる。
 1. 正当な理由なしに委託業務を行わないとき。
 2. 委託業務の実施に当り、別紙仕様書に違反したとき。
 3. 第4条の規定に違反したとき。
 4. その他乙が本契約の目的を達成する見込みのないとき。

第10条 消毒薬価は乙の負担とする。

第11条 この契約期間満了30日前までに甲が乙に対して解約の通知をしないときはこの契約更新とみなし、そのまま効力をもつものとする。

第12条 本契約に定めていない事項については必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

※浄化槽法第十一条第一項に規定する水質に関する検査を1年に1度受検することが望ましい。

本契約の証として、契約書2通を作成し、当事者記名調印のうえ各自1通を保有するものとする。

2023 年 10月 13日

住所 埼玉県鴻巣市大間 798-3
甲 氏名 金子中太郎 県政調査事務所
電話 代表 金子裕 48-594-99-1
乙 埼玉県鴻巣市上谷1824-1
高松商事株式会社
代表取締役 高松 幸